

館を水戸に興した時から、水府流水術と改稱するやうになつたのであります。

〔水任流〕 之れは水府流の一分派であつて、今日では四國高松に其の跡を残してゐるのみであります。型は全然水府流と同一で、たゞ逆煽りであることを特徴といたします。

〔神傳流〕 この流派の元祖は不明ですが、兎に角豪傑貴田孫兵衛が朝鮮征伐の際之を加藤主馬に傳へ、數人の手を経て津山藩士植原三郎右衛門正方が傳承して、以て今日に至つたと云ふことで、その發達地が瀬戸内海であることだけは確かとされて居ります。

〔向井流〕 この流派は徳川時代に御船手奉行向井將監一家を中心として編み出されたのを、後年

〔永田流〕 極めて歴史の新しい泳法で、永田義章といふ人が創めたもので、水府流の一分派であります。

〔河井流〕 小堀流と同じく肥後に起り、後年山口縣三田尻に發達した泳法であります。河井半兵衛を元祖とするが、流派の特徴は審かてありません。

外國泳法 日本の水泳は武技の一として發達したが、外國泳法は競泳中心主義で、目的が直截簡明であるだけに、日本水泳のやうに多種多様ではなく、その種類はわづかに五指を屈するにすぎません。而かもその一つ／＼を檢覈して見ると、いづれも日本泳法中に、類似のものを發見し得ざるものは一つもありません。その名稱を擧げると

佐倉藩士笹沼良助が之を承け、爾來その子孫が代々傳承いたしました。敵前泳法と呼ばれる位で、その泳法の特徴は、眼は如何なる場合にも前方を見ることが出来ると云ふのにあります。

〔觀海流〕 その源を伊勢灣に發し、關西地方から北陸にかけて發達してゐる泳法で、全然永續泳法であります。

〔野島流〕 六百數十年前、藤原秀時が創始し、和歌山を發祥の地としてゐます。流名は後年秀時が備前野島の海賊に教へたと云ふ史實によるのだと傳へられて居ります。觀海流と同じく、平體、立體の永續泳法のみであります。

〔小堀流〕 熊本に發達したもので、主として立體泳法であります。

アメリカン・クロール、トラヂオン・クロール、プレスト・ストローク、バツク・ストローク、サイド・ストローク等であります。

スキー 橇やカンジキと並べられる踏雪具の一種であります。スキーとは獨逸語の發音で、諸威語ではシーと發音すべきであります。スキーを穿いて積雪の上で滑走してみると、シートと云ふ微妙な音が耳に響く。月の夜などは殊にその音が音楽的に聞えます。英國邊でも通入はわざとスキーと云ふのを避けて、シーと呼ぶとのことあります。スキーの起源に就いては學者の説は色々ありますが、口碑の傳へるところによれば、中歐亞細亞人が今から三千年前、彼等がまだ一定の住所がなく放浪してゐた時代に、既に現今のと同じ型のも

のを使用してゐたと云はれて居ります。又日本に於いても太古からスキーを使用してゐたと云はれて居ります。

スケート スキーが踏雪靴である様に、スケートは踏氷靴とも云ふべきであります。スケーティングはいつ頃から始つたかは判然して居ませんが、十世紀頃にはもう使用せられてゐたと傳へられて居ります。又もつと古い歴史を持つてゐるとも云はれてゐます。勿論その頃は現今の様な鐵製のものではなく、骨製のスケートでありました。その頃のスケートが英國のミューゼウムに藏されてゐるさうであります。とも角も、最初は氷國の民が水草を追うて移住してゐた時代に、一種の交通用具として考へ出したものと思はれます。

柔道は我國獨特の武術で、古から非常に尊ばれ殊に徳川時代の初め頃から一層盛んになりました。柔術、體術、和術、捕手、小具足拳法、白打、組打、手搏など、名稱が違ふだけに少しづつその手法が違つて居りますが、要するに今日の柔道でその起原は明瞭ではありませんが、彼の野見宿彌が當麻蹶速を蹶殺したことから始まり、後に二つに岐れて一つは相撲となり、一つは柔術として發達したものだといはれて居ります。その外、戰國時代の武士が陣中で敵と組討する方法を練磨したのに始まつたとか、天文年中に竹内中務大輔が創始したといひ、或は萬治年間に唐土から醫術を學ん

柔道

て來た長崎の秋山四郎兵衛なるものが、白打三手から工夫したものだともいはれて居ります。
〔形〕 柔道で形といふのは、技術の一定した典型で、各流儀によつて名稱や實形が多少違つて居りますが、次に天真眞流に就て申ますと、
手解(十二手) 鬼拳、振解、逆手、逆指、片胸捕、兩胸捕、小手返、兩手返、氣捕、天倒、扱捕、打手。
初段居捕(十手) 眞之位、添捕、御前捕、袖車飛違、拔刀目附、鑑返、兩手捕、壁添、後捕、初段立合(十手) 行違、突掛、引落し、兩胸捕、連拍子、友車、衣被、襟投、手髮捕、後捕。
中段居捕(十四手) 眞之位、手巾捕、左胸捕、

右胸捕、御前捕、袖車、飛違、拔身目附、奏者捕、柄止、膳越、兩手法、左右之曲、引立。
中段立合(十四手) 行違、向山影、後山影、腰附、小手返、頭捕、連拍子、廻込、柄碎、歸投、壁添拒、腕控、諸別、大小捕。
投捨(二十本) 撞木、荊捨、朽木倒、腰車、片胸捕、手髮捕、小具足、腰荊捨、獨鉗、小手返、引落、手繰、捨身、下藤、腕枷、矢筈、兩手捕、兩手挿、後捕。
試合表——試合口の事(三手) 別崩の事(三手) 横車崩の事(三手) 突込崩の事(三手) 眞之位崩の事(三手) 居別崩の事(三手) 裸體捕の事(三手)
上段立合(十手) 蹶返、面影、諸手碎、杉倒

大殺、浪分、猿猴附身、手炬捕、兩非、天狗勝。
 上段居捕(十手) 後、鏖、脇、鏖、後捕、片羽
 縮、矢筈、突拭、無二拳、見刀曲、龍虎、暫身目
 附。

〔技〕 柔術の技とは所謂手法のことで、大別すると投技と固技の二法であります。これを更に分類いたしますと、投技では、手技、腰技、足技、真捨身技、横捨身技等があり、固技は、手固、足固、體固、首固となるのであります。そして是等の類別を、尚ほ一手々々に命名して、掬投、腰車内股、巴投、横掛、手牛挫、足挫、抑込、首挫などといふのであります。

〔柔術の諸流〕 柔道には古來多くの流儀があり皆その手法を異にして居りますが、茲に一々その

手法を列挙することは出来ませんから、その流名と流祖だけ列記して置きます。

荒木流 (荒木無人齋) 荒木新流 (荒木武左衛門) 一心流 (渡邊喜三太) 一傳流 (丸田主水正) 一傳無双流 (山田圓左衛門) 梶原流 (梶原源左衛門直景) 起倒流 (竹中鐵之助) 扱心流 (犬上左近將監永勝) 楠流 (流祖は詳かならず) 瀧心流 (神戸有麟齋) 弘道館柔道、一名加納流又は弘道館流ともいふ (加納治五郎) 殺當流 (内田一心) 實光流 (流祖は詳かならず) 眞神道流 (山本民左衛門英早) 心明殺活流 (秋山四郎左衛門義時) 制剛流 (水早長左衛門信正) 關口流 (關口柔心) 關口正統澁川流 (澁川伴五郎義方) 關口新心流 (關口柔心、後に新心の字を廢して關口

流と呼ぶに至つた) 竹内流 (竹内中務大輔久盛) 堤寶山流 (堤山城守寶山) 天真眞揚流 (磯又右衛門) 戸田流、一名氣樂流 (水橋隼人) 日本本傳三浦流 (高橋玄門齋展歷) 福野流 (福野七郎右衛門正勝) 三浦流 (三浦與次右衛門義辰) 夢想流 (夏原八太夫) 揚心流 (三浦揚心) 吉岡流 (吉岡宮内左衛門) 立身流 (立身三京) 良移心頭流 (笠原四郎左衛門) 爲我流 (江畑奎右衛門満眞) 爲勢自得天真流 (藤田憲貞)

劍道

劍道は武藝髓命の神術がその初まりで、我國上古から傳つたものであります。平安朝の末頃から愈々本格的に盛んになりました。かの源爲

朝が尾伊手次郎太夫則高に就いて劍道を學び、又義經が鞍馬の僧に就いてその奥儀を究めたことは人の皆知るところであります。足利時代に入つてその技術は愈々精妙になり、その頃から何々流と大看板を掲げて、門弟子に教授する風が起つたのであります。

〔劍道の構〕 各流派によつて名稱も違ふが、大體に於て、上段、中段、下段、八相の左右、上段の霞、下段の霞、切先返し、當り法、星眼、水月、左右遮などが古くから用ひられて居ります。

〔打込み方〕 劍道を稽古する時、打ち込むべき所は、面、横面、上側面、籠手、胴でありまして面に打込むには、竹刀の先に力を入れ、右手を鐔元から遠く、四五寸離れて持つて、充分伸して、

左拳に竹刀を包み、左臂を上げ、右足を踏み出すや否や、左足も右足に近付け、聲を上げて打込むのであります。横面の打込み方は、片手打といつて、我竹刀を頭上に回轉させ、左手で打つ時は左足を進め、右手打にする時は右足を進めるのであります。これには相當の修練が必要であります。次に籠手の打込み方は、先づ右足を少し左方に踏出し、左腕を少し左方に張出して打つことが常法であります。我が身體を少し屈めて打つこともあり、又揚り籠手といつて、面を打つと見せて敵の手が揚つた所を打込むこともあります。又、胴の打方は、延腕法といつて、手を延して打つべきであつて、屈腕法といつて手を屈して打つては不可ません。それも成るべく肋骨から腹部へ

かけて、斜に切る目的で打込まなければならぬ。
 「受け方」 面と横面の受方は、先づ敵の目と竹刀の先に注意し、屈伸腕法によつて左右斜縦方に受流し、眞向のみに来る時は、面上を眞一文字に受け止め、直に敵の揚り籠手が胴へ打込む。次ぎに籠手の受方は、我が竹刀の鍔元から四五寸離れた所で拂ひ押へ込むのが法であります。又斜縦方に鍔で受けることもあり、兩腕と胸に屈着させて、敵に虚を打たせることもあります。終りに胴の受方は、鍔元から四五寸前で、延腕法によつて受けます。
 「突」 突は敵の咽喉を狙つて突くのであつて、その方法は、片手突、諸手突、逆手突、利生突などあります。そして「片手突」は、右手を

放して左手だけで敵の竹刀の右側から腮を目掛けて突出すのであります。「諸手突」は、敵の竹刀を右方へ拂ひくして突込むのであります。「逆手突」は、相互の間が狭く詰つた時、竹刀を短かく持つて突くのであります。「利生突」は、敵が將に出ようとする出先に、兩手にて劍を持ち、その劍先を敵の頸部に出せば、敵は將に起り出でんとする體の勢で、自然に突き出した刀先に乗しかゝるものである。それを利生突と申します。

「劍道の諸流」 劍道には古來非常に多くの流儀があります。その重なる流儀と流祖を擧げると
 愛洲陰流 (愛洲移香) 淺山一傳流 (淺山内藏助)
 有馬流 (有馬大和守頼信) 一刀流 (伊藤一刀齋)
 一羽流 (諸岡一羽) 一放流 (富田一放) 大束流

(大束萬兵衛) 梶流 (梶新左衛門正直) 鉦捲流 (鉦捲自齋) 甲源一刀流 (逸見多四郎義利) 機迅流 (依田新八郎秀俊) 京流 (前原備前守) 鏡新明智流 (桃井八郎左衛門直由) 玉影流 (高木伊勢守) 願流 (松林左馬助) 貫心流 (宍戸家俊) 源流 (木曾庄九郎) 弘流 (井鳥巨雲爲信) 克己流 (安丸仲右衛門之勝) 三義明致流 (川澄新五郎忠智) 三和流 (伊藤道隨清長) 自源流 (瀬戸口備前守) 將監鞍馬流 (大野將監) 庄田流 (庄田喜兵衛) 正天狗流、一名判官流 (池原五左衛門) 新陰流 (柳生但馬守) 神陰流 (上泉伊勢守) 秀綱 (眞陰流) (天野傳七郎忠久) 心形刀流 (伊庭是水軒) 心貫流 (丸女藏人太夫) 神道一心流 (楠溝彌兵衛宣根) 神道無念流 (福井兵右衛門)

喜平) 神明無想東流 (東下野守) 鈴木派無念流 (鈴木大學) 諏訪流 (方波見備前守) 大平眞鏡流 (若名主計) 當流 (山本三夢入道) 丹石流 (衣斐丹石入道) 直心影流 (一風齋、山田平左衛門) 中條流 (中條兵庫助) 忠也流 (伊藤典膳) 天流 又は天道流といふ (齊藤判官傳鬼) 天道正傳神道流 (飯篠長威齋) 天心獨名流 (根來獨心齋) 天然理心流 (近藤内藏助) 東軍流 (川崎鑰之助) 戸田流 (戸田越後) 富田流 (富田九郎右衛門) 二刀流 (宮本武藏) 二刀鐵人流 (青木城右衛門) 念流 (上坂半左衛門) 長谷川流 (長谷川宗春) 拔刀流 (林崎甚助) 拔刀一傳流 (丸目主水正) 拔刀一宮流 (一宮左太夫) 拔刀田宮流 (田宮平兵衛) 拔刀伯耆流 (片山伯耆守) 疋田陰流 (疋

田文五郎) 卜傳流 (塚原卜傳) 無海流 (無一坊圓海) 無眼流 (友町無格) 無外流 (都治月丹) 無形流 (別所左兵衛) 無滯體心流 (夏見族之助) 無明流 (石田伊豆守) 柳生流 (柳生十兵衛) 吉岡流 (吉岡憲法) 柳剛流 (岡田總右衛門) 涼天覺清流 (堀口亭山) 小田流 (小田讚岐守) 小田應變流 (小田東太郎) 小野流 (小野二郎右衛門)

相 撲

古は「すまひ」といひ、争ふ意であります。その起原は例の野見宿彌に始まるといはれて居ります。即ち人皇第十一代垂仁天皇の頃であります。その頃は素より撲合か蹴飛合に過ぎなかつたのであります。段々發達して遂に今日の如く、

四十八手の裏表の技術によつて勝負を争ふ、一見非常に單純なやうで、なか／＼複雑な、我國獨特の競技であります。

〔横綱の起原〕 日の下開山といつて相撲界最上の榮位であつて、白麻を綯つた綱の上に四手を垂れ、それを化粧廻しの上に結び、露拂ひを先に立て、太刀持を従へて土俵入りをするので、横綱と呼ばれるのであるが、その起りは人皇第五十二代嵯峨天皇の弘仁年中、攝津國住吉の神事相撲の時、近江國の住人ハヂカミと云ふ力士が、天下無敵の豪の者だつたので、行司の志賀左衛門といふ者が住吉社の注連繩を取つてハヂカミの腰に巻かせ、異様の姿で土俵入りをさせたのがそも／＼始まりであります。

〔相撲の故實〕 古は土俵といふものがなくて、單に力士が輪のやうに周圍に坐つて、その中で相撲したものですが、天正の頃から土俵を築く風が行はれたもので、その圓形なのは太極に象り、外土俵の角なのは四方に則つたものであります。俵は内外合せて三十六俵で、左右に一道を作り、それを二字口と申します。今日では内土俵を増加して三重にしましたが、それは力士が足を踏み出した時、その足跡を明かにするため、それを土俵の蛇の目と申します。土俵の四本柱を青、黒、赤、白の四色の木綿で巻いたのは、青龍、白虎、朱雀、玄武に象つたもので、青龍は春で東、白虎は秋で西、朱雀は夏で南、玄武は冬で北であります。又土俵の四方に引廻した幕は水引といつて黒色を用

わたものでありますが、今日では紫色が用ひられるやうになりました。

〔行司の由来〕 吉田追風の祖先書と式守蝸牛の隠雲解に『垂仁天皇の御宇相撲の節會が行はれしが、勝負の裁断定めがたく、聖武天皇神龜年中奈良に於て、近江國志賀の清林といふ者を召し、御行司と定めらる。後鳥羽院の文化年中相撲節會の行はれし時、志賀家は断絶したるに付き、吉田豊後守家次を五位に任じ、追風の名を賜ひて相撲行司の司家と定むべき旨の勅名あり、同時に獅子王の御團扇を賜へり』とあり、爾來吉田家の子孫は行司の宗家として熊本にあります。又木村庄之助と式守伊之助の兩家は、勸進相撲の行司として共に吉田家の門葉であります。

交通

り、高捻り、寄房し捻り、首捻り、襷捻り、腹矢倉、首矢倉、突矢倉、持出し、小手投、掬ひ投、逆投、掛渡し、掛け手、登り掛、捲倒し、蹶返し、蹶手繰、叩き込み、切返し、渡込み、門、飛違ひ、踏越し、突手、打棄り、下手捻り。

交通とは人や物や或は人の思想状態を運搬疏通するものでありまして、それを實行する機關を、交通機關と申します。そしてその交通の種類を大別して、運輸と通信の二種とし、運輸には陸運と水運と空輸とあり、通信には郵便、電信、電話、ラヂオ等があります。

〔交通と物價〕

交通の便が開けると同時に、物

〔表裏四十八手〕 相撲の手捌は裏表四十八手、合せて九十六手あることは何人も知る通りであります。今その名稱を列挙しますと、

〔表〕 向反、居反、掛反、寄反、傳反、撞木反、一寸反、義帽子、腕反、鴨の入首、搾き反、絹冠、合掌捻り、肩透し、外無双、内無双、突落し、逆捻り、搾き、引落し、出し捻り、捲落し、頭捻り、片手粹、上手投、下手投、引投、上矢倉、下矢倉、首投、搦投、搦投、寄投、出し投、襷の腹投、矢柄投、三足掛、一本掛、内掛、外掛、手斧掛、泥障掛、呼掛、渡掛、手繰掛、掛、靠れ、傳へ掛、水掛。

〔裏〕 極出し、擡出し、寄切り、寄出し、寄戻し、寄投げ、押三手、突二手、上手捻り、極捻

價が平均して、何地で生活するも略々その生活費が平均するのであるが、交通が開けないと、同じ物資でも所によつて非常な相違が生じて來ます。従つて、官吏のやうに給料の一定して居るものはその赴任地の交通の如何によつて、經濟的に利害を蒙ることが非常に多く、その職に安んずることが出來ない程の不公平が生ずるのであります。而も商人は却つてその傾向を利用して、投機的に多くの利益を得ようとし、不堅實な營業をする悪風に拍車をかけることになるのでありまして、交通の不便が直接生活に及ぼす利害は甚大であります。

〔交通と平和〕

交通は言語を統一し、風俗を統一し、學藝を統一し、好尚を統一し、各國各地の

人民相互の間柄が親密になり、誤解や猜疑心を起す根拠がなくなつて、戦争のやうな悲惨事を惹起する恐れがなくなるのであります。

通信機関

通信機関には郵便、電信、電話、ラヂオ等があることは申しましたが、普通郵便物の種類と料金を示しますと、

内國郵便

○通常郵便

▲通常郵便物の種類及料金は左の如し、

- 第一種 書状 { 重量四匁又は其の端數毎に 金 三 錢 }
- 第二種 郵便葉書 { 一、通常葉書金 一 錢 五 厘 }
 { 二、往復葉書金 三 錢 }
 { 三、封緘葉書金 三 錢 }
- 第三種 毎月一回以上刊行する定期刊行物 { 重量二十匁又は其の端數毎に 金 五 厘 }

- 第四種 書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書、畫、圖、商品見本及雜形博物學上の標本 { 重量三十匁又は其の端數毎に 金 二 錢 }
- 第五種 農産物種子 { 重量三十匁又は其の端數毎に 金 一 錢 }

▲通常郵便物の大きさは曲尺長一尺三寸、巾八寸五分、厚五寸を限りとし其重量は第三種乃至第五種郵便物にありては三百匁、商品見本及雜形にありては百匁を超過することを得ず。

▲葉書の表面には左の事項の外之を記載することを得ず、若し之に反したるときは書状と同様の料金を徴せらるべし。

- 一、差出人及受取人の宿所氏名、身分、職業及商標其の他の稱號等。
- 一、日附及要用、至急、貴酬等の慣用語。

一、送達上郵便局所に必要なる注意を示す語辭
▲郵便繪葉書の表面に下部三分の一以内に線條を畫するときは其線内に通信文等。

▲政府の發行する通常葉書と同一の寸法(同一の寸四寸五分七厘以上四寸六分二厘以内、横二寸九分二厘以上二寸九分七厘以内を云ふ)及紙質(紙とは原料紙色堆力量目製法を云ひ量目は切手貼付のものにして一枚五分以上六分以下を云ふ)にして

同一の位置に「郵便葉書」の文字を印刷し且つ之と同額なる郵便切手を貼付したる私製葉書は通常葉書と看做し取扱ふものとす、若し之に反するときは書狀として取扱はるべし。但し往復葉書、封緘葉書は私製を許さざるものとす。

▲定期刊行物は其刊行物初頁上部に其名稱、發行期日、回数、番號、發行年月日及何年何月何日第三種郵便物認可の文字、次頁以下は上部に其

名稱又は略記號、發行年月日及第三種郵便物認可の文字を印刷するものとす。但し冊子としたる刊行物は最初及最終の頁面のみに印刷し他には之を省略して差支へなし。

▲定期刊行物の附録は本紙の重量に超過せず本紙と同性質の記事、廣告又は書、畫、圖を印刷し之に本紙の名稱、番號並に發行の年月日及附録の文字を記入し、且冊子と爲さざるものに限之を其本紙に添付することを得。

▲緊急時事を報道する爲め臨時に刊行する定期刊行物の號外は定期刊行物と同一の取扱を爲すものにして之に本紙の名稱、發行の年月日、何年何月何日第三種郵便物認可及號外の文字を記入することを要す。

▲定期刊行物又は其他の印刷物に發行者に非ざる者が年首等に際し恭賀新年其他之に類する賀詞を印刷しある定期刊行物又は其他の印刷物を廣告又は贈與する等の目的を以て之に其姓名屋號等を印刷若くは記入して郵便に差出すときは第一種郵便物として取扱ふ但し賀詞等を印刷しあらざる定期刊行物又は印刷物に賀語等を印刷記入したるものも亦本項と同一に取扱ふものとす。

▲第三種郵便物(定期刊行物)の號外として發行したる印刷物にして緊急時事の報道にあらざるもの若くは號外臨時増刊等の名義を以てするも本紙と其記載事項の性質を異にするものは第一種郵便物として取扱ふものとす。

▲左に記載したるものは第四種郵便物として差出すことを得。

一、名刺に恭賀新年其他之に類する四字以内の成語を印刷若くは筆書せるもの。
 一、筆書を加へざる私製葉書、常用日記の類にして文字又は繪畫を印刷せるもの。
 一、印刷物にして記載事項通信文の體裁を備ふるも特定の人に對する通信文にあらずして廣告文と認め得べきもの。

○小包郵便

▲小包郵便物の大きさは長幅及厚各六〇糎(一尺九寸八分)。尤も其幅及厚各九〇糎以内のものは長さを一五糎(四寸九分五厘)まで延すことを得、其重量は(六疋)一貫六百匁迄とす。
 ▲小包郵便物の料金は左の如し

四 疋まで	七十三錢	八十八錢
五 疋まで	七十九錢	九十四錢
六 疋まで	八十五錢	一〇〇圓

但し朝鮮南洋は書留に限る

一、帝國(南洋群島を含む)と滿洲國間の小包料金は内地と臺灣樺太間の書留小包料金と同じ。

○書留郵便

書留郵便とは郵便局所の帳簿へ登記し遞送並に配達上其受授の手續を明かにし、若し郵便局所に於て紛失等せし場合は郵便局に於て之に對し一通に付其何事を通信し、何物を封入せるに拘はらず十圓の損害賠償を爲すものなるに依り、郵便局に於ける取扱方は最も嚴正鄭重なるを以て、隨て方角違ひの遞送、又は紛失する等の虞なきに依り大切な物若くは書類を封入し、或は緊要の事

一、内地小包郵便料

普通金 六錢
 書留金 十二錢
 同一郵便區内

五百瓦まで	普通 十錢	書留 十五錢
一 疋まで	十四錢	二十一錢
二 疋まで	二十二錢	三十三錢
三 疋まで	三十錢	四十五錢
四 疋まで	三十八錢	五十七錢
五 疋まで	四十六錢	六十九錢
六 疋まで	五十四錢	八十一錢

一、内地と朝鮮、臺灣、樺太及南洋の相互間に於ける小包郵便料

五百瓦まで	普通 二十七錢	書留 四十二錢
一 疋まで	三十四錢	四十九錢
二 疋まで	四十九錢	六十二錢
三 疋まで	六十錢	七十五錢

柄に付通信する書状は可成書留と爲すを可とす。書留料は郵便物一個に付金十錢とす。

○價格表記郵便

▲價格表記郵便とは有價の物品等を封入したる郵便物の價格を表記し、若し該郵便物紛失したる場合に於ては郵便局に於て表記金額を賠償するものに依り、郵便局の取扱方は最も嚴正鄭重なるを以て、遲達誤達紛失等の虞なき故、大切なる物品又は大切なる書類を封入せしときは價格表記と爲すを可とす。但し書留と爲しなる郵便物は價格表記と爲すことを得ず。

▲價格表記郵便物は其表面看易き場所に「價格表記金額」と記載し、郵便局に差出し受領證を受取るべし。但し此受領證は價格表記郵便物の

還付を受くるとき又は損害賠償等の請求を爲すとき必要に付、大切に保存すべし。

價格表記金額は金千圓迄に限るものとす。

▲價格表記料は通貨は表記金額十圓迄毎に金十錢、其他の物品は表記金額十圓迄毎に金五錢とす。

○代金引換郵便

▲代金引換郵便とは差出人の指定したる代金と引替に郵便物を受取人に交附し該代金を差出人に拂渡すものなるに依り假令商店は名も知ぬ田舎の人に物品を送くるも代金取立に付何等の危険と手數なく、又買主は物品を受取りて代金を支拂ふものなれば、奸商の詐術に乘らるゝことなく、相互安心して正確の取引を了することを得るに依り、實に至便の方法なり。

代金引換郵便物は價格表記の通常郵便物及小包郵便物に限るものとす。

代金引換郵便物は其表面看易き場所に「代金引換金額」と記載し、之を郵便局に差出し受領證を受取るべし但し此の受領證は代金引換郵便物の還付を受くるとき又は損害賠償等の請求を爲すとき必要に付大切に保存すべし。

代金引替の取立送達料は二十圓未満は郵便小爲替と同じく三百圓以内は通常郵便爲替料と同じ、又以上千圓迄は百圓毎に十錢とす。

○特種の取扱に要する料金

- 一、別配達料 陸上八軒以内は金三十錢八軒を超過したるときは四軒毎に金廿五錢を加ふ船料は別に其實費額を受取人より徴収す受取人之を納付せざるときは差出人より徴収す

- 二、留置通知料 一箇に付金三錢
- 三、配達證明料 一箇に付金三錢
- 四、通常郵便物書留料 一箇に付金十錢
- 五、價格表記料 通貨は表記金額十圓迄毎に金十錢、其他の物件は表記金額十圓迄毎に金五錢とす。日滿郵便も又同じ。
- 六、代金引換料 居宅引換料は金五錢、取立金の居宅拂は金五錢、取立金の爲替送達は一圓迄三錢、五圓迄五錢、十圓迄七錢、二十圓迄十三錢、五十圓迄二十五錢、以上五十圓を増す毎に五錢増、三百圓超過のときは百圓迄に十錢を加ふ。

- 七、集金郵便料 一口に付 現金受領證は金六錢、證券は金十五錢、集金書取立金の爲替料は二十圓未満は小爲替料二十圓以上は通常爲替料に同じく三百圓を超過する時は其超過額に對する料金は百圓迄二十錢の割とす但し

金額の制限は證書は一口に付五十圓證券は千圓とす。

○郵便物損害賠償金額

- 一、書留通常郵便物亡失のときは一箇に付き金十圓。
 - 二、書留小包郵便物損害賠償額は
亡失のときは 重量二百匁迄は金二圓二百匁以上は二百匁又は其の端數を超過する毎に金一圓を加ふ。
- 毀損のときは、總重量に對する減重量の割合に依り重量二百匁迄は金一圓以内、二百匁以上は二百匁又は其の端數を超過する毎に金五十錢以内を加ふ。
- 内地、臺灣、樺太相互間に發著する小包郵便物

の損害賠償額は重量百匁又は其の端數毎に金二十錢。

- 三、價格表記郵便物全部亡失のときは表記金額の全額、一部亡失又は毀損の時は其の表記金額と残存價格との差額但し表記金額市場價格に超過する時は市場價格に依り算定す。此の場合に於ける市場價格は引受當時に於る引受郵便局所々在地の價格に依る。
- 四、現金取立郵便に依る證券の亡失又は失効のときは其の實損額。
- 五、代金引換郵便物の受立金の受立を爲さずして之を交付したるときは其の實損額。

○内國爲替

▲郵便爲替は全國孰れの郵便局所に於ても其取

扱を爲すものとす。尤も郵便受取所及支那に設置しある局所に於ては電信爲替の取扱を爲さざるものとす。

▲郵便爲替は左の三種なり。

- 一、通常爲替
- 一、電信爲替
- 一、小爲替

▲郵便爲替證書一枚の金額最高制限は別に定むるものの外左の如し尤も通常爲替及小爲替の金額は錢位未滿、電信爲替の金額は圓位未滿の端數を附することを得ざるものとす。

- 一、通常爲替 金三百圓
- 一、電信爲替 金五百圓
- 一、小爲替 金二十圓

▲郵便爲替證書一枚の爲替料は左の如し。

金額	通常爲替	電信爲替
金 二十圓迄	十五錢	五十錢
五十圓迄	二十五錢	七十錢
百圓迄	三十五錢	九十錢
百五十圓迄	四十五錢	一圓十錢
二百圓迄	五十五錢	一圓三十錢
二百五十圓迄	六十五錢	一圓五十錢
三百圓迄	七十五錢	一圓七十錢
三百五十圓迄		一圓九十錢
四百圓迄		二圓十錢
四百五十圓迄		二圓三十錢
五百圓迄		二圓五十錢

▲内地と臺灣、朝鮮、樺太、支那間の爲替金額は内地と同一にて、其小爲替料金及び通常爲替料金も亦同じ。但し電信爲替料金は左の如し。

金額	爲替料
二十圓迄	七錢
五十圓迄	壹圓

百圓迄	一圓三十錢
百五十圓迄	一圓六十錢
二百圓迄	一圓九十錢
二百五十圓迄	二圓二十錢
三百圓迄	二圓五十錢
三百五十圓迄	二圓八十錢
四百圓迄	三圓十錢
四百五十圓迄	三圓四十錢
五百圓迄	三圓七十錢
五百五十圓迄	三圓七十錢
六百圓迄	三圓七十錢
六百五十圓迄	三圓七十錢
七百圓迄	三圓七十錢
七百五十圓迄	三圓七十錢
八百圓迄	三圓七十錢
八百五十圓迄	三圓七十錢
九百圓迄	三圓七十錢
九百五十圓迄	三圓七十錢
一千圓迄	三圓七十錢

▲次に小爲替證書一枚に付き爲替料は左の如し。

▲郵便爲替の特殊取扱

一、證書送達

郵便局に於て通常爲替證書に限り、之を直接受取人に送達するものにして、安全且つ書留送付に比し料金低廉なり、其料金は十錢とす。

一、居宅拂

受取人の居宅に就き拂渡を爲すものなり。手不足の受取人には最も便利なり。料金は通常及電信爲替は五錢、小爲替は三錢とす。

一、拂渡済通知

爲替金拂渡済となれる旨拂渡局より、差出人に通知するものなり。料金は郵便通知は金三錢、電報通知は電報料相当額とす。

一、線引讓渡

郵便爲替證書は、其裏面に二條の平行線を書いて銀行に對し任意讓渡することを爲すものなり。

九十圓以内	四十錢
百圓以内	四十四錢

○内國電報料金

▲通常電報料は左の如し。

一市區町村内に發受する通常電報料

和文片假名十五字以内 金十五錢

五字以内を加ふる毎に 金三錢

歐文五語以内 金十五錢

一語を加ふる毎に 金三錢

前項以外の通常電報料は左の如し。

和文片假名十五字以内 金三十錢

五字以内を加ふる毎に 金五錢

歐文五語以内 金三十錢

一語を加ふる毎に 金五錢

▲内地臺灣間に發受する私報の通常電報料は左の如し。

和文片假名十五字以内 金四十錢

五字を加ふる毎に 金五錢

歐文五語以内 金四十五錢

一語を加ふる毎に 金五錢

前記料金の外和文電報は名宛料として一名毎に金五錢を附課す。

至急電報料は通常通報料の二倍、又取扱時間過ぎの電報は時間外料として金三十錢を課す。

○日滿電報統一

内地と關東州、南滿洲鐵道附屬地、滿洲國相互間の電報は、七字を一語とする語數を基礎とし、通常電報一語十三錢、新聞電報一語四錢五厘と定められた。(昭和八年九月一日より實施)

名勝

日本三景

松島（岩手縣松島灣） 天の橋立（京都府下、丹後宮津） 嚴島（廣島縣嚴島）

三公園

常磐公園 一名借樂園（茨城縣水戸） 後樂園（岡山縣岡山市） 兼六公園（石川縣金澤市）

十二國立公園

山高く水清き我國は、世界の公園ともいふべき風光明眉の山河に恵まれて居り全世界の遊覽者の憧憬の的となつて居ります。従つて毎年春秋の候、我國の風光に慕ひ寄る外客は非常に多く、國家經濟に利する所少からざるに鑑み、且つ心なき地方人士が風致を害するの恐れがあるので、内務省では曩も風光の優れた地を十二ヶ所選定し、これを國立公園として完全な

る設備を施すことゝいたしました。即ち次の十二ヶ所でありませう。

〔阿寒國立公園〕

阿寒湖を中心にして西方雌阿寒岳から東方屈斜路湖に至る一帯で、大體阿寒盆地と屈斜路、摩周路盆地に二大別することが出来ます。前者は海拔四千米、夏季も氣温十四五度の涼しさ冬はスキー、スケートに適します。雌阿寒岳を圍んで阿寒湖、バンケ湖、バンケ湖、元沼等があり殆ど原始林に被はれてゐます。屈斜路、摩周路盆地は漢琴山、トウモシリ、摩周山、硫黄山、摩周湖等があつて單調を破り、屈斜路湖岸には温泉が數ヶ所湧出してゐます。

〔大雪山國立公園〕

北海道の屋根大雪山火山群と十勝岳、武華岳、三國岳等十數の火山と、これを包なる絶景であります。

〔日光國立公園〕

俗に日光山地と呼ぶ栃木、福島、群馬、新潟の四縣に跨る一帯で、男體山、女峰山、太郎山、白根山、鬼怒沼山、燧岳等の名峰、中禪寺湖、湯の湖、菅沼、丸沼、大尻沼、尾瀬沼等の特色ある水景、華嚴、方等、般若等の名瀑を含み、さらに温泉として湯本、湯澤、白根、川俣および未開發の八丁湯等があります。全域にわたつて原始林を保存し、雄大優雅で變化に富む點は我が國隨一の風景であります。

〔富士國立公園〕

富士山を中心として、その山麓と山中、河口、西湖、精進、本栖の富士五湖を抱擁する地域で、名實ともにわが國を代表する山岳風景であります。飛地として長尾峠、金時山、

む二十萬町歩におよぶ大原始林であります。石狩川、忠別川、十勝川、音更川はこゝに源を發し、層雲峽、勝仙峽の如き雄大なる溪谷美を作り、また然別湖、堰留湖その他多數の湖は針葉樹、白樺等の原始林と相まつて太古そのまゝの美觀を展開してゐます。

〔十和田國立公園〕

北に聳える八甲田山とその八峰、南に横はる十和田湖、この二つを結ぶ奥入瀬川を中心にして山岳、湖沼、森林、溪谷を含む一帯の景勝地であります。十和田湖は陥没火口湖で日本第三位の深い湖、水深三三〇メートルに達し、水面十八メートルの下まで見透し得る程澄んでゐます。こゝから流れる奥入瀬川は急潭、激潭、深潭、瀑布交錯し、森林、羊齒が趣を添へて居る幽邃

明神岳、聖山、鞍掛山等の外輪山に包まれた箱根は東國第一の温泉場で、あらゆる種類の温泉があり、十一湯を数へてゐます。このほか溪流に早川、湖水に芦の湖があります。

〔日本アルプス国立公園〕 北から白馬岳、剣岳、立山、燕岳、槍ヶ岳、穂高岳、常念岳、上高地、焼岳、乗鞍岳に至る連峰、黒部、高瀬、稱名、双六、梓等の各溪谷を含み、長野、岐阜、富山、新潟の四縣に跨る廣大なる山岳地帯で、山はいはゆるアルプス型で雪溪、高山植物のお花畑、湖沼、濕原等の變化に富み、本邦高山型の景觀を代表してゐます。溪谷はいづれもその源をこの雪溪に發し、水の落差によつて流れの美を成してゐる。また温泉としては白骨、上高地、平湯、中の湯、

有明、中房、葛、立山、黒岳、鐘鈎、祖母谷等があつて登山者の疲れを醫するに適してゐます。

〔吉野及び熊野国立公園〕 史蹟傳説に富む大峰山吉野山、大臺ヶ原等を中心とする吉野群山、これ等の連峰から發する熊野川、吉野川、宮川の諸川ならびに熊野海岸の一帶を含んだ地で、吉野群山は海拔一千乃至二千米の高峰七十座を數へ、また本公園中唯一の水成岩系統の山地として、これを穿つて流れる諸川の溪谷美とともに、特異の景觀を現出してゐます。また熊野海岸は外洋に面し、本邦の代表的海岸風景といふべきであります。

〔大山国立公園〕 中國地方最高の名山大山を中心に矢筈山、甲ヶ山、勝田山、船上山、鳥ヶ山、豪田山、孝靈山、蒜山等の連峰とその山麓の大平

野であります。山は森林鬱蒼として、廣濶平坦な高原、大山寺、船上山、高麗山等の史蹟とともに雄大で興味深い風景地であります。

〔瀬戸内海国立公園〕 海を代表する唯一の国立公園で、海岸風景地としては世界に冠たるものがあります。就中小豆島、屋島、仙酔島を擁する備後瀬戸は大小無数の島が散在し、變化のある風光を現はしてゐます。これを中心として中國と四國の近接した部分、東は香川縣の小豆島、西は廣島縣の阿伏兎に至る一帯の地域を占めてゐます。上代からの史蹟傳説も多く、源平合戦の屋島、桃太郎の鬼ヶ島といふ女木島など、興味深いものがあります。

〔阿蘇国立公園〕

世界的大火山阿蘇山を中心

外輪山に包まれた一圓の地と、外輪山の外側裾野の一部であります。阿蘇山は外輪山とその中に噴出した五岳から成り、外輪山は火口原を抜くと二、三千尺、周圍卅里の絶壁をめぐらした雄偉なる景觀を呈してゐます。烏帽子岳の中腹には湯谷、地獄、垂玉の三温泉があり眺望をもつて有名であります。又戸下、朽木の兩温泉は白川の溪流に臨んで、湧出量の豊富なこと他に類がありません。

〔雲仙国立公園〕

雲仙岳に野嶽、高岩山、九ヶ部山、鳥甲山、吾妻山、鉢巻山、眉山を配した一帯の地域で、躑躅と翠巒と紅葉と霧氷に四季を飾り、近く島原半島の白砂青松の眺望、切支丹遺跡沖の不知火等情味あふれる勝地であります。新

湯、古湯、小池の雲仙岳温泉は、橋の小瀧温泉と共に、一段の風趣を添へて居ります。

〔霧島国立公園〕 高千穂峰、韓國岳を中心に北方飲盛山、東方夷守岳、御池、南方霧島神宮、西方霧島温泉、湯の池、岳の湯にわたる全霧島火山群を包括して、湖水高原森林等によつて、變化あり、雄大なる風景地であります。殊に山中からの錦江灣の展望と、天孫降臨その他の傳説が一段の光彩を添へてゐます。

遊覽

東京を中心の遊覽地案内 日歸りから四五泊程度の、東京を中心とした遊覽地を紹介いたします。括弧中の數字は旅費で、汽車、電車、乗合

自動車、汽船又は遊覽船、交通費を含んだものがあります。但し全部三等運賃、單位は錢。×印はジャパン・ツーリスト・ビュロー發賣の割引遊覽券に依る運賃であります。

日歸り

〔鎌倉・江ノ島遊覽〕 東京驛—北鎌倉驛又は鎌倉驛(鎌倉の各名所遊覽)—長谷(長谷寺、鎌倉大佛見物)—片瀬(江ノ島遊覽)—藤澤驛—東京驛(回遊券 一、九二)
〔湯河原・熱海温泉遊覽〕 東京驛—湯河原驛—湯河原温泉—伊豆山温泉—熱海温泉—熱海驛—東京驛(三、七一)
〔秩父長瀨〕 上野驛—長瀨驛(秩父鐵道)—(長瀨遊覽、寶登山等)—長瀨驛—上野驛(三、四四)
〔筑波登山〕 上野驛—土浦驛—筑波驛—筑波(ケ—ブルカー)—筑波山—發驛(四、五二)
〔日光見物〕 上野驛—日光驛—神橋 東照宮、輪

王寺、陽明門、二荒山神社参拜)—發驛(五、四六、東武電車淺草雷門よりも同額)

〔妙義山登山〕 上野驛—松井田驛—妙義町—妙義山—妙義町—磯部温泉—磯部驛—上野驛(六、六二)

〔多摩御陵参拜〕 新宿驛—淺川驛(多摩御陵参拜)—發驛(一、八五)

〔成田詣て〕 上野驛又は兩國驛—成田驛—成田(不動尊、宗吾靈堂参詣)—發驛(上野より二、四八兩國驛二、四四)

〔身延詣て〕 東京驛—富士驛—身延驛(身延山久遠寺参詣)—發驛(八、〇八)

一泊

〔箱根・芦の湖遊覽〕 東京驛—小田原驛—箱根湯本—強羅—早雲山—大湧谷—姥子—湖尻(遊覽船)—箱根町(關所址、考古館参観)—元箱根(箱根神社参拜)—芦の湯—小湧谷—小田原驛—東京驛(×四、八九)

〔三浦半島廻り〕 東京驛—横須賀驛(軍艦三笠、三浦安針墓遊覽)—浦賀港—久里濱—三崎(一泊) 城ヶ島遊覽—三崎—葉山—逗子—東京驛(四、三五)

〔香取・鹿島廻り〕 上野驛—佐原驛—(香取神宮参拜)—佐原驛—潮來(一泊)—大船津—(鹿島神宮参拜)—濱—石岡—上野驛(五、二七)

〔水戸・大洗遊覽〕 上野驛—水戸驛(常盤公園、常盤神社、弘道館等遊覽)—大洗(一泊)—湊—平磯—阿字ヶ浦—勝田驛—上野驛(四、六〇)

〔鹽原温泉めぐり〕 上野驛—西那須野驛—鹽原温泉(一泊)—發驛(六、三二)

〔那須温泉めぐり〕 上野驛—黒磯驛—那須温泉(一泊)—發驛(七、二〇)

〔伊香保温泉行き〕 上野驛—澁川驛—伊香保温泉(一泊)—榛名山登山(榛名湖、榛名神社遊覽)—發驛(五、三四)

〔日光から奥上州へ〕 上野驛—日光驛—日光湯本

温泉(一泊)―菅沼、丸沼、大尻沼、沼田驛―上野驛(八、六一)

〔赤城山登山〕 上野驛―前橋―箕輪―大沼湖畔(一泊)―黒松山登山―鳥居峠―水沼驛―上野驛(四、九四)

〔白根山又は男體山登山〕 上野驛―日光驛―湯本温泉(一泊)―白根山又は男體山登山―發驛(八、四一)

〔奥多摩遊覽〕 新宿驛―立川驛―御嶽驛(御嶽山御嶽神社參拜)―御嶽驛―氷川―多摩溪谷―小河内温泉(一泊)―鐘乳洞―氷川―御嶽驛―立川驛―東京驛(三、一九)

〔昇仙峽・身延山詣て〕 飯田町驛―甲府驛―昇仙峽―甲府驛―下部驛―下部温泉(一泊)―身延驛(身延山久遠寺參詣)―身延驛―富士驛―東京驛(七、八一)

〔三保・久能廻遊〕 東京驛―興津驛(清見寺、清見瀧遊覽一泊)―江尻驛―次郎長の墓―鐵舟寺―龍

華寺―三保松原―久能山東照宮―静岡驛―東京驛(六、七一)

〔大島行き〕 東京靈岸島(東京灣汽船)―大島元村―三原山―波浮(一泊)―野増―元村―靈岸島(三、五〇)

〔外房めぐり〕 兩國橋驛―安房北條驛(附近遊覽)―安房鴨川驛(一泊)―大津驛(清澄寺參詣)―安房小湊驛(誕生寺、鯛の浦、おせんころがし遊覽)―勝浦驛―兩國橋驛(六、四三)

二 泊

〔銚子・香取・鹿島廻り〕 兩國橋驛―銚子驛(犬吠岬遊覽、一泊)―佐原―香取神宮參拜―佐原―潮來(一泊)―鹿島神宮參拜)―大船津―土浦驛―上野驛(六、五三)

〔日光・中禪寺湖・湯本廻り〕 上野驛―日光驛(東照宮參拜)(一泊)―華嚴瀧・中禪寺湖・男體山戰場ヶ原―湯本温泉(一泊)湯の湖・白根山―日光驛―上野驛(八、四六)

鹽原口―鹽原温泉(一泊)―川治温泉―新藤原驛―鬼怒川温泉―今市驛―上野驛(六、〇二)

三 泊

〔東山温泉・磐梯山・會津若松遊覽〕 上野驛(夜行)―猪苗代驛―磐梯山登山―猪苗代湖―會津若松驛―東山温泉(一泊)―飯盛山白虎隊墓、會津城址遊覽)―會津若松驛(夜行)―上野驛(八、〇四)

〔田沼湖遊覽〕 上野驛(夜行)―生保内驛―田沼湖畔(一泊、湖上遊覽)―生保内驛―上野驛(八、二五)

〔伊勢參宮〕 東京驛(夜行)―山田驛(外宮參拜)―朝熊山―二見浦(一泊)―二見驛―鳥羽驛(日和山、樋の山その他遊覽)―東京驛(二、二二)

〔黒部峽谷探勝〕 上野驛(夜行)―三日市驛(宇奈月驛)―鐘鈎温泉(一泊)―(黒部峽)―鐘鈎温泉―宇奈月(宇奈月温泉一泊)―三日市驛(夜行)―上野驛(二、九四)

五 泊

〔富士五湖廻り〕 東京驛―御殿場驛―山中湖畔―船津(一泊)―河口湖―長濱―西湖―根場―赤池―精進(一泊)―パノラマ臺―精進―赤池―吉田―山中湖畔―御殿場驛―東京驛(九、二三)

〔大島・下田遊覽〕 東京靈岸島(東京灣汽船)―下田―蓮臺寺又は河内温泉(一泊)―下田(大島行)―大島元村―三原山―波浮―野増―元村(東京灣汽船)―東京(靈岸島)歸着(五、三〇)

〔伊豆温泉めぐり〕 東京驛―修善寺驛―湯ヶ島温泉(一泊)―湯ヶ野温泉―河内―下田(一泊)―谷津―湯ヶ野―修善寺―東京驛(×九、八六)

〔熱海・伊東・修善寺温泉廻遊〕 東京驛―熱海驛―熱海温泉伊東温泉(一泊)―修善寺温泉(一泊)―修善寺驛―三島驛―東京驛(×六、二〇)

〔上毛温泉めぐり〕 上野驛―澁川驛―榛名―四萬温泉(一泊)―法師温泉(一泊)―笹の湯・湯島・湯宿温泉―後閑驛―上野驛(六、七六)

〔鹽原から鬼怒川溪谷へ〕 上野驛―西那須野驛―

〔松島・金華山遊覽〕

上野驛(夜行、急行)―仙臺驛(市内見物)―本鹽釜―松島遊覽―松島海岸(一泊)―大鷹森―松島海岸―石巻(一泊)―石巻港―金華山―鹽釜―仙臺(夜行)上野△(一八、四五)

〔十和田湖遊覽〕

上野驛(夜行)―古間木驛―三本木驛―焼山―葛温泉(一泊)―焼山―奥入瀬―子の口(遊覽船)―休屋(一泊)―(遊覽船)―生出―大湯温泉(一泊)―毛馬内驛―大館驛(夜行)―上野驛(二二、七九)

大阪を中心としての遊覽地案内

大阪を中心としての日歸りから四五泊程度の遊覽地を紹介いたします。

日歸り

〔比叡登山〕 大阪驛―大津驛、濱大津(汽車、電車又は汽船)―坂本(ケーブルカー)―叡山中堂(叡山頂上を経て)―四明嶽(ケーブルカー)―西塔橋、八瀬―出町柳、京都驛―大阪驛(又はその反對)(廻

遊券二、四七)

〔石山・三井寺廻遊〕 大阪驛―石山驛―螢谷(石山寺參詣)―三井寺(三井寺參拜)―大津驛―大阪驛(又はその反對)(廻遊券一、九八)

〔大津・坂本廻遊〕 大阪驛―大津驛、濱大津―坂本(日吉神社參拜)―濱大津、大津驛―大阪驛(本往復)(廻遊券二、一六)

〔竹生島遊覽〕 大阪驛―大津驛、濱大津(遊覽船)―近江舞子(夏季中停船)―竹生島(上陸遊覽)―(多景島、沖の白石を経て)―長命寺(上陸參詣)―濱大津歸港、大津驛―大阪驛(遊覽券三、六〇)

〔近江八景めぐり〕 大阪驛―大津驛、濱大津(遊覽船)―南郷(上陸遊覽)―石山寺下(石山寺參拜)―堅田(上陸)―坂本(停船)―唐崎(停船)―三井寺(停船)―濱大津歸航、大津驛―大阪驛(廻遊券二、五〇)

〔宇治川下り〕 大阪驛―石山驛、石山港(乗船)―石山寺―南郷―外畑(遊覽船)―宇治堰域宇治驛―

大阪驛(又はその反對)遊覽券二、三五)

〔保津川下り〕 大阪驛―龜岡驛―岸濱又は保津橋(遊覽船)―嵐山、嵯峨驛―大阪驛(三、五七)

〔木津川下り〕 天王寺驛―大河原驛(遊覽船)―笠置温泉下、笠置驛―天王寺驛(二、七〇)

〔笠置遊覽〕 湊町驛―笠置驛(笠置山登山、遊覽)―湊町驛(一、九二)

〔嵐山・御室遊覽〕 大阪(天六)―嵐山驛(嵐山より嵯峨野を経て御室へ徒歩)―花園驛―大阪驛

〔醍醐寺・宇治遊覽〕 大阪驛―山科驛―下醍醐寺―六地藏停留場―黄檗停留場(萬福寺見物)―宇治停留場(宇治遊覽)―大阪(天神橋)(二、二二)

〔奈良遊覽・奥山めぐり〕 大阪(上六)―大軌奈良―奥山めぐり(遊覽バス)―(奈良見物)―大軌奈良―大阪(上六)(一、七六)

〔和歌の浦遊覽〕 大阪(難波又は阪和天王寺)―和歌山市驛又は東和歌山驛―新和歌浦(遊覽)―大阪(難波又は阪和天王寺)(阪和、南海共二、二四)

〔高野山參詣〕

大阪(難波)―高野下―極樂橋(ケーブルカー)―高野山(山上一巡)大阪(難波)(四、三〇)

〔吉野遊覽〕 大阪(上六又は阿部野橋)―吉野(藏王堂、吉野朝皇居跡、吉水神社、如意輪堂一巡り)―大阪(上六又は阿部野橋)(大軌大錢共二、四四)

〔信貴・生駒廻遊〕 大阪(上六)―信貴山門(信貴山詣て)―信貴山―山下―生駒―生駒山上(生駒山遊覽)―大阪(上六)(一、五五)

〔赤目四十八瀧探勝〕 大阪(上六)―赤目口(四十八瀧遊覽)―大阪(上六)(三、三三)

〔香落溪・室生寺廻遊〕 大阪(上六)―名張―香落溪探勝―奥香落―室生寺―大野寺―室生口大野―大阪(上六)(五、四二)

〔多武峰・橿原神宮廻遊〕 大阪(上六)―櫻井―多武峰(談山神社參拜)―岡寺參詣―岡寺―橿原神宮前(橿原神宮參拜)―大阪(上六)(二、八〇)

〔箕面・寶塚廻遊〕 阪急梅田―箕面(箕面瀧觀瀑)。

遊覽)一寶塚(遊覽)一阪急梅田(廻遊券〇、八〇)
〔金剛山・觀心寺遊覽〕 大阪(阿部野橋)一瀧谷不動一金剛山一觀心寺(參詣)一長野一大阪(阿部野橋)(一、一一)

〔月ヶ瀬探勝〕 天王寺驛一伊賀上野驛一上野町(月ヶ瀬探勝)一笠置驛一天王寺驛(三、六二)

〔六甲山・有馬溫泉・寶塚廻遊〕 阪急梅田驛一六甲驛一六甲山一有馬溫泉一寶塚一阪急梅田驛(回遊券三、〇〇)

〔須磨・舞子・明石遊覽〕 大阪驛一須磨驛(須磨寺遊園遊覽)舞子驛(舞子公園遊覽)一明石驛(人丸神社・明石公園遊覽)一大阪驛(又はその反對)(一、六六)

〔伊勢參宮〕 大阪驛一山田驛(外宮參拜)一(內宮參拜)一見浦(遊覽)一見浦驛一大阪驛又は大阪(上六)一宇治山田(外宮參拜)一見浦(遊覽)一見浦驛一山田一大阪(上六)(五、二四)

〔鳴戸觀潮〕 大阪(天保山)一洲本一福良驛(觀潮

船にて鳴戸觀潮)一福良驛一洲本一大阪(天保山)(三、二四)

一泊

〔白濱・湯崎溫泉〕 大阪(阪和天王寺又は難波)一東和歌山又は和歌山市驛一南部驛一白濱又は湯崎溫泉(一泊)一南部驛一東和歌山又は和歌山市驛一大阪(阪和天王寺又は難波)(阪和經由七、二〇、南海經由七、二八)

〔木曾川(日本ライン)下りと長良川鶴飼〕 大阪驛一岐阜驛一古井又は美濃太田坂祝一鶴沼驛(遊覽船)一犬山(犬山城見物)一鶴沼驛一岐阜驛一長良橋(鶴飼觀覽、一泊)一大阪驛(連絡券古井經由六、六九)

〔岐阜・谷汲・養老遊覽〕 大阪驛一岐阜驛一谷汲(華嚴寺參詣)一岐阜驛一大垣驛一養老驛(養老公園、養老瀧遊覽、一泊)一岐阜驛一大阪驛(六、七二)

〔永平寺・菅原東尋坊遊覽〕 大阪驛一福井驛一永平

寺門前(永井寺參詣)一金津驛一蘆原驛(蘆原溫泉一泊)一三國港驛一東尋坊(遊覽)一三國港驛(七、三五)

〔山中・山代溫泉〕 大阪驛一大型寺驛一山中(山中溫泉一泊)一山代(山代溫泉遊覽)一動橋驛一大阪驛(七、二四)

〔天の橋立・城崎溫泉〕 大阪驛(京都經由)一天の橋立一府中(ケーブルカー)一傘松一成相山一傘松(ケーブルカー)一府中一天の橋立驛一城崎驛(城崎溫泉一泊)一大阪驛(七、四八)

〔山田・二見浦・鳥羽遊覽〕 大阪驛一山田驛(外宮參拜)一(內宮參拜)一見浦(遊覽)一見浦驛一鳥羽驛(一泊)(日和山、樋の山等遊覽、または島めぐり)一大阪驛(五、六六)又は大阪(上六)一宇治山田(外宮參拜)一(內宮參拜)一見浦(遊覽)一見浦驛一鳥羽驛(一泊)(日和山、樋の山等遊覽又は島めぐり)一山田驛一大阪(上六)(五、三七)
〔赤穂遊覽〕 大阪驛一有年驛一播州赤穂驛(花岳

寺、大石神社、赤穂城址等遊覽)一赤穂新濱御崎(一泊)一播州赤穂驛一大阪驛(四、三六)

二泊

〔宮島・錦帯橋巡覽〕 大阪驛(夜行)一岩國驛(錦帯橋遊覽)一岩國驛一宮島驛(連絡線)一嚴島町(宮島遊覽)一(連絡線)一宮島驛(夜行)一大阪驛(七、五〇)

〔大社・松江・美保關遊覽〕 大阪驛(夜行)一大社驛(出雲大社參拜)一大社神門一畑(一畑藥師參詣)一北松江(松江城その他遊覽)一(汽船)一美保關(美保神社參拜、五本松公園遊覽)一(汽船)一境鐵道灘棧橋一境港驛一米子驛(夜行)一大阪驛(一一、〇七)

〔大山登山・三潮溫泉入湯〕 大阪驛一伯耆大山驛一(大山寺)一泊)一大山頂上一大山寺一伯耆大山驛一上井驛一三朝溫泉(一泊)一上井驛一大阪驛(一〇、八四)

〔寒霞溪觀楓〕 大阪驛(夜行)一宇野(鐵道省觀楓

臨時汽船)―内海港―遊仙橋(表景を経て)―四望頂(裏景を経て)―内海(臨時汽船)―宇野―大阪驛(觀楓連絡割引切符五、九五)

〔高松・嚴島・琴平廻遊〕 大阪驛(夜行)―宇野(連絡船)―高松―栗林公園(遊覽)―屋島登山口、屋島神社前(ケーブルカー)―屋島南嶺(山上一巡)屋島神社前―屋島登山口―瓦町―琴平(金刀比羅宮參拜)―琴平驛―高松(連絡線)―宇野(夜行)―大阪驛(又はその反對)(八、四〇)

三 泊

〔北陸温泉めぐり〕 大阪驛―金津驛―芦原驛(芦原温泉一泊)―東尋坊―山代温泉―吉崎御坊―大聖寺驛―山中温泉―山代温泉―片山津温泉(一泊)―動橋驛―栗津驛―栗津温泉―金澤驛(兼六公園遊覽)―和倉驛―和倉温泉(一泊)―大阪驛(二、三、三)

〔黒部峡谷探勝〕 大阪驛(夜行)―三門市驛―宇奈月驛―鐘釣温泉(一泊)―(黒部峡谷探勝)―鐘釣

温泉―宇奈月(宇奈月温泉一泊)―三門市驛―大阪驛(二、二、二八)

四 泊

〔山陰温泉めぐり〕 大阪驛―城崎驛(一泊)日和山その他遊覽)―岩美驛―岩井温泉(一泊)―浦富海岸(遊覽)―上井驛―三朝温泉―湯町驛―玉造温泉(一泊)―大社驛(出雲大社參拜)―大社神門―一畑北松江(松江城その他遊覽)―美保關(美保神社參拜、五本松公園遊覽一泊)―境鐵道灘棧橋―境港驛―大阪驛(一三、〇二)

五 泊

〔南紀めぐり〕 大阪天保山(大阪商船)―田邊一網不如(白濱又は湯崎温泉一泊)―田邊―串本―潮岬(遊覽)―串本―古座―勝浦(勝浦温泉一泊)―那智山(那智瀧、青岸渡寺、那智神社)―那智驛―新宮(熊野速玉神社、浮島、その他遊覽)―成川―木の元(鬼ヶ城遊覽)―成川―新宮(一泊)―(プロペラ船)―瀨八丁―本宮(熊野座神社參拜)―湯の峰

温泉(一泊)―川邊―南部驛―東和歌山又は和歌山市驛―阪和天王寺または灘波(阪和經由二四、二三南海經由二四、二七)

登山

登山 登山は自ら氣宇を壯大にし、明朗快活ならしめ、且つ剛毅なる氣象を養ひ、又肉體的にも最もよき身體の鍛練となり、神身を鍛へる上に此の上もないものであります。従つて、登山が非常な流行を來したことは寧ろ當然で、且つ國家のため慶賀すべきことであります。無經驗者が應々不慮の遭難することは遺憾の極みでありませす。次ぎに是非とも心得置くべき必要事に就いて申し上げて置きます。

〔地圖の見方〕

登山者に地圖の必要なことは、云ふまでもありません。俗に、その地圖の見方ですが上部が北、下部が南、左方が西、右方が東であることは誰でも知つて居よう。又、地圖上二點間の距離を測るには、先づ兩脚器を用ひて、二點間の長さを取り、それに梯尺五萬分の一ならば、その反轉分數五萬を乗すればよろしい。二點が曲線でつながれてゐる場合は、それを殆んど直線に近い幾つかの部分に分ち、一つ一つの距離を測つて、その和を求むれば、精確とは云へぬまでも、大體のこのを知り得るのであります。

〔方向の知り方〕

地圖と磁石によつて判定するのが最も簡單であるが、それ以外では、晴れた夜なら、北極星によつて北の方位を判することが出

來、晝間ならば懷中時計を用ひて方向を知ることが出來ます。即ち懷中時計を水平に保ち、その中心に縫針又は其の他の極めて細長い物體を垂直に立て、その影を時計と一致させる。さうすると時計と十二時に應ずる半徑とが作る角の二等分線が、大抵北方を指すのであります。

〔高山の氣象〕 高山の氣象は平地とは頗る其の狀況を異にしてゐます。登山者は豫めそれに就いて一通りの知識を養つて置かなければなりません。次に必要な知識を列挙いたします。

〔氣温〕 一般に高くなる程低くなります。海面上四千米までは、百米につき攝氏〇・五度位づつ減じ、四千米以上九千米位になると、百米につき

約一度づつ遞減するのが原則となつてゐます。

〔氣壓〕 高い場所程低くなります。そして氣壓の低くなることは、登山者の呼吸數や脈搏數に影響することが大でありまして、山酔と言ふ不愉快な感じなども、この氣壓低減の影響によつて生ずるのであります。

〔風〕 平地では晝間に強く夜は静かになるのが通例ですが、山上では反對に、夜になると風勢が増します。而かも高山上の風は、秒速四十米以上になることが珍しくなく、呼吸困難のため登山者の生命を脅すことが少くありません。

〔雨〕 高い程強く多く降るものですが、高山では絶頂よりも八合目邊の方が澤山降ります。雪も同様であります。

〔霧〕 山上のものは常に濃密で、三四尺先の見えないことさへあります。その霧が濃密の度を増すと霧雨となります。所謂霧小使であります。

〔雲〕 特筆すべきは俗に横雲(學名層雲)であります。山上では、天氣の悪くなる前、又天氣の良くなる前に、帯のやうな雲がその横にかゝります。今一つは、高山の山頂は、普通午後になると、眞綿のやうな雲に包まれて、四顧の展望を妨げられるもので、これを積雲と云ひます。

〔雪崩〕 冬季の登山者に取つて、最も不可抗の敵であります。殊に登路には、絶対に雪崩のかゝる個所を避けなければなりません。止むを得ざる場合には、雪崩のかゝる個所、同一個所の雪崩回數雪崩のかゝる時期、雪崩を起しやすい雪質等につ

いて、出来る丈の知識を有つことが必要であります。

登山案内

我が國には登山愛好者の對象とすべき高嶺大嶽、名山靈峰の數が非常に多いのでありまして、それについて一々微細に説明をして居ると、優に膨大な一冊子を成すであります。ここで、こゝでは極く代表的のものゝみを列記いたします。

〔富士登山〕

日本第一の高山富士靈峰には、左の如く五ヶ所の登山口があります。

大宮口(表口)

頂上迄距離四里二十三町十間、東海道線富士驛にて富士身延鐵道に轉乘大宮驛下車、この口は裾野の景色最も良く且つ四合目から駿河灣一帶の風光が見られるばかりでなく

登山路の改修が行届いてゐるから登るに苦しみがありません。

須山口(南口) 頂上迄七里、裾野驛で下車、馬車で行く事が出来る。昔は繁昌した登山口でしたが、御殿場口が出来てから登山者が少く、今では荒涼たる有様となつて終ひました。

御殿場口東(裏口) 頂上まで五里六町二十五間、東海道線御殿場驛で下車、太郎坊迄馬車五合目迄乗馬の便があります。下山には一合目までは砂走りであるから、僅か一時間二十分て駆け下りる事が出来ます。

須走口(裏口) 頂上まで五里六町二十五間、八合目まで馬車の便がある。須走りは砂走りの意で、下山の砂走りは此口も同様で、非常に壯

快であります。

吉田口(北口) 頂上迄四里二十三町十間登山には一番楽で下駄穿て差支ない位であります。中央線大月驛下車、吉田まで電車の便があります。五合目以上は樹木がなく山中湖、河口湖を見下す風景は頗るよろしい。

「日本アルプス」 登山口。中央線松本驛より信濃鐵道により、信州北條村四ツ家より、越後方面よりは北陸線糸魚川驛より大所村に入り、蓮華温泉を経て、越中よりは北陸線三門市驛より、黒部鐵道により、黒部川を溯り、祖母谷温泉を経て登られます。

◎四ツ家を發足點としての登山計畫――

(經過地)	(發足地)	(日數)
一、白馬岳 (二、九三三米)	四ツ家	二日
午前七時頃四ツ家を出發すれば午後四時頃頂上の小屋に達す。徑路には一里に近き大雪溪あり。氷河の擦痕ある大岩あり、お花畠あり高山蝶舞ひ雷鳥飛ぶ。		
二、白馬岳、鏈、杓子	四ツ家	二日
三、不歸縱走 (大里八方山)	同	三日
四、白馬、鏈、杓子 鏈温泉	同	二日
五、白馬、小蓮華、 乗鞍大池	北陸森上を経 四ツ家	二日
六、白馬、蓮華温泉 大所	北陸線糸魚川	三日
七、白馬、不歸、祖 母谷温泉、黒部	同 泊三日市	三乃至四日
八、白馬、立山	同 富山	六乃至七日

九、白馬、立山、針ノ木信濃大町 七乃至八日
十、鹿島槍縦走 同 五乃至六日

登上せんとする者は北城村四ツ家、或は二ノ股小林區署出張所に國有林入林届を差出さなければなりません。白馬のみを目的とする人は昨今至る所に小屋の設備があつて、特別の準備を要せぬやうになりましたが、山中は天候激變し易いから冬シヤツ又は下着一枚、參謀本部五萬分の一地圖磁石、金剛杖、油紙、著莫産、鐵カンチキ等の用意が大切であります。

書翰文

書翰文の要 文は遣りたし書く手は持たぬといふ諺があるが、實際書翰文が全然書けな

つたら、殆ど啞も同様であります。いふまでもなく、書翰は直接相手に會つて話をする代りに遣はすもので、今日のやうな社會状態にありまして實際書く手を持たなかつたならば、到底一人前の生活を営むことは出来ないであります。

手紙の文體

候文體と、言文一致體があります。候文體はだいたい類れて來たやうであります。未だ商業文だとか葉書文などのやうに最も簡結を要するものには盛んに用られてゐます。どちらも其れ／＼特長があつて一概には云へませんが、親しい間柄では、わざ／＼堅苦しい候文で書くまでもないと思ひます。

尊稱 勅任官以上及同待遇以上の人に對しては閣下を用ひ、其他では「先生」「尊臺」「貴

臺」「仁臺」「貴殿」「貴方」等で、老人ならば「大人」「尊老」を用ひ、近親の目下のものに對しては「其許」「貴方」を用ひます。就中「尊臺」「大人」などは大抵の場合に差支なく、先輩長上に對して用ひるものであります。宛名に對する尊稱は、最も普通なものでは「様」と「殿」であります。殿は様より長上或はづゝと目下の者に使ひます。矢張り茲にも「尊臺」「大人」などの代名詞をその儘用ひることありますが、この場合は「机下」「侍史」などの附書が必要であります。

手紙の書き方

いかに急ぎの用でも、意味が先方に通じないやうな走り書してはなりません。文字は出来るだけ可憐に、しつかりと書くべきであります。拙い文字でも念を入れて書けば立

派に見えるし、受取つた方でも氣持がよろしい。又形式も出来るだけ重んじた方がよい。巻紙ならば天地を程よく明るくすることも、讀む人に善い感じを與へるものであります。

冒頭と終結

手紙の冒頭は必要のないものゝ様ですが、禮儀であるから無くてならぬものであります。例へば他人の家に行つて一言の挨拶もなく直ちに用事を述べるものはないと同様に、書簡にても先づ拜啓とか、一筆啓上 仕 候とか書いて後、時候の挨拶を述べ、又は疎遠を謝し、而して後用向に移るべきが禮であります。若し急速を要する場合は「前略御免」とか「取急ぎ申入候」とか書くべきであります。そして本文の最後にも挨拶として、終結の文句がなければなりません。

ぬ。恰度他人の家へ行つて用事が済んで歸る時、暇乞ひをして歸ると同様で、これがないと甚だ失禮に當るのであります。故に終尾には必ず恐惶謹言とか、敬具、不宣とかの敬語を記すべきであります。先方が自分より上位の人ならば敬具、恐惶謹言などの辭を用ひ、同等ならば頓首、匆々、不宣などゝ書き、自分より目下ならば不宣、不具、不備、以上の語を用ひます。次ぎに掲げたのは普通一般に用ひられてゐる終結の語であります。恐惶、恐惶、草々、敬白、拜白、再拜、謹言、拜具、敬具、不備、不宣、不、謹白、不盡、不陳、三拜、五拜、叩首、頓首、拜復、拜答、匆々、百拜、

脇附に就て

脇附とは先方の署名の脇に添へ

るものであります。普通、上位の人には侍史、執事と書き、同輩には貴下と、目下の人には足下と書くのであります。侍史又は執事と書くのは、直接書状を呈するのは失禮だから、取次ぎの人に取次ぎを乞ふといふ意味であります。其他、他人に見せられぬといふので親展又は直披と書き、急用の場合には至急とか急用とか書いて先方を促し、緊要と書いて大切な用事なることを知らしめ、討告と書いて死亡を告げるなど、皆封筒の脇附用語として覚えて置くべきであります。普通使用されてゐる脇附は侍史、榻下、梧下、親披、直披、親展、尊下、臺下、硯北、御中、机下、緊要、至急平安、無事、平信、貴答、謹答、奉復、拜酬。

申上候と申入候 昔、武家では「申上候」

を尊び、公家では「申入候」を尊んだが、今は奏上、上申、言上などの例によつて「申上候」を尊い方に「申入候」を同輩以下に用ひるのが相當となつて使はれてゐます。

候はばと候へば

之はよく混用されるが、此の二つには劃然たる區別があるのであります。即ち「候はば」は文法上將然詞と云ふので假定の意味を含み「候へば」は既然詞と云つて已に定まつた事を云ふ語であります。例へば「天氣に候はば」は正しく「花盛りに候はば」は「參上致すべく」は誤りて此の場合「花盛りに候へば」とすべきであります。

參上と罷り出

參上とは先方へ行くこととて罷出とは先方から退出することとあります。即ち

よく「昨日は參上云々」とあるべきを「昨日は罷出ている」御世話に相成」など書くことは大なる誤りてあります。

左様と右様

「左様」と云ふ語はもと當て字で、左はしかの約つたさである故に「左様」の意味は「しか様」「さう云ふ様」と云ふことであります。然るに右に書いたことを「左様」と書くのはおかしいと云ふので故に「右様」と書く人があるが、それこそ却つて「左様」の意味を知らないのて笑ふべきことであります。

候・間・所・扱

さりながら併し、など、之は誤りと云ふてはないが、斯様の文字は成るべく用ひない様にするが宜敷い。「候べく候」を書き損じて其申譯の文に「此候べく候は書き損じの候べく

候にて候べく候」と書いて笑はれたと云ふ昔話がありますが、餘り同じ言葉が重複すると斯様なものになるから注意すべきであります。

候の使ひ分け一覽

文のお終ひになる所に用ひる候を、口語と比較して其使ひ分けを示しますと、

- ◆ます——候。
- 有之候。
- 存候。思ひ候。信じ候。
- 愚考致候。
- 御座候。
- 存じ居り候。思ひ居候。
- 考へ居候。
- 思はれ候。思はれ候。
- 存ぜられ候。思はれ候。
- 申候。申上候。
- 申します……申居候。
- 申してゐます……申居られ候。
- 申してゐられます……申居られ候。

いたします……致候。仕候。
願ひます……願候。願上候。
差上げます……差上候。

◆ました——候、候ひき。
いたしました……致候。仕候。致候ひき。
ありました……有之候。有之候ひき。
ございました……御座候。御座候ひき。
申しました……申候。申候ひき。
なりました……相成候。

◆ませう——候はん、べく候。
いたませう……可致候。可仕候。
ございませう……御座候はん。
ありませう……可有之候。有之候はん。
申しませう……可申候。可申上候。
◆ませうか——べく候や。

ムいませうか……御座候や。
いたませうか……可致候や。
申しませうか……可申候や。

◆ますか(ましたか)——候や。
ございますか……御座候や。(御座候か)
でありますか……にて候や。
ありますか……有之候や。
下さいますか……被下候や。

◆ませぬ(ません)——無之候。さす候。申さず候
ありませぬ……無之候。
ございませぬ……無御座候。
いたしません……不致候。不仕候。
申しませぬ……不申候。
思ひませぬ……思ひ申さず候。覚え申さず
用事はありませぬ……用事は候はず。

◆れませぬ——かね候。
御伺は致されませぬ……御伺ひ致しかね候。
御都合出来ませぬ……都合致兼候。

◆ますまい——まじく候。
参上致しますまい……参上致すまじく候。

◆ませぬか(ませんか)——無之候や。候はずや。
ありませんか……無之候や。
ございませぬか……御座なく候哉。
管ではありませんか……管に候はずや。
……ませぬか……まじく候や。

◆させます(させませう)——さすべく候。
お届けさせます……お届け申さすべく候。
持参いたさせませう……持参致さしむべく候。

◆下さいますな(下さるまい)——下さるまじく候
御案じ下さいます
な御心配下さるな……御案じ下さるまじく候
◆下さいます(下さい)——被下度候。
——相成度候。有之度候。
安心して下さい……御安心被下度候。
送つて下さい……御送り相成度候。
◆どうでありませうか——如何に候や
御都合はどうでありませうか。
御都合如何に候や。

文の續く所に用ひる候。
(口語と比較して其使ひ分けを示す)
◆思はれますから——存ぜられ候に付。存ぜられ
候間。存ぜられ候まゝ。存ぜられ候故。候

により、候條、候段、候故

◆寒さが日に増しますから一寒さ日に増し候へば。増し候間。増し候に付。候により、候故。候まゝ。

◆さすが(ましたが)一候處、候次第、候も知つて居ますが。存じ居り候も。案じて居りましたが。案じ居り候處。居候次第。

◆ませうとも一候とも。御出下かれませうとも……御出被下候とも。

◆ますさうで(ましたさうで)一候由、候趣一候旨、候御様子、候との御事。

御卒業(開店) 御卒業遊ばされ候由。御卒業成され候趣。なさいました。御開店被遊候御様子。御開店被成候との御事。

◆ますならば(ましたならば)一候はゞ。ありますならば……有之候はゞ。ございますならば……御座候はゞ。ありませぬならば……無之候はゞ。

お出で下さいませならば……御出被下候はお出で下さいましたならば……

◆ますけれども(ましたけれども)一候へども一候へど。思ひますけれども……存じ候へども。思ひましたけれども……存じ候へど。

◆ますとき、候折柄、候砌、候節、候際暑さ厳しく候、折柄、砌、節、際など。

其他 候は、候か、候筈、候段、候折、候儀候については、等がある。

諸届様式

届書 正當の理由なくして規定の期間内に届出又は申請しない時は處罰されたり種々の不利益を招くことがありますから、何人も届出は速かにしなければなりません。例へば戸籍に關する届出を怠ると、十圓以下の科料に處せられます。

出生届 出生届は子供が生れてから十四日以内に出生地又は本籍地の市區町村役場に届出る。但し所在地又は出生地で届出る場合は二通を要します。

出生届

本籍地(及寄留地) 戸主(又ハ戸主トノ續柄) 父(職業) 山口 關 母 はぎ子 出生子何男(女) 關三 出生ノ時 何年何月何日午前(後)何時何分 出生ノ場所 何府縣郡市町村番地 右出生致候間此段及御届候也 年月日 届出人 父 山口 關 何市區町村長殿

私生子出生届 私生子は母方の籍に入るを常としますが、その時には戸主の同意を要します。若し戸主が不同意である時は、一家創立することが出来ず。

出生届

本籍(及寄留地) 戸主(又ハ戸主トノ續柄) 尾島まら 母(職業) 私生子女(男) 道子
出生ノ時 何年何月何日午後(前)何時何分
出生ノ場所 何府何縣市町村番地
右出生及御届候也
年月日 届出人 尾島まら

何市區町村長殿

私生子認知届

父親が獨立の生計を営んで居れば認知は必ずしも戸主の同意を要しません。しかし父方の家に入籍を要するには、必ず戸主の承認を要します。但し父母が正式の婚姻の上で届出れば嫡出子となります。

私生子認知届

本籍地 何府縣市郡村町番地戸主(或何某孫) 何 某
私生子男 何 某
右同所 山岡邦子 母
右私生子認知候間此段及御届候也
年月日 届出人 佐々木敏郎

何市區町村長殿

庶子の出生届

庶子が胎内にある時認知届を出して置けば、出生と同時に父方の籍に入ることが出来ます。又父母が正式に結婚の上届出れば嫡出子となります。但し庶子の届出は父が戸主

でない場合は戸主の同意書を添へねばなりません

出生届

本籍地 何府縣市町村番地職業 三田行夫 父 何府縣市町村番地何某何女職業 吉田とき 母 出生兒庶子男 春夫
出生ノ時 何年何月何日午前(後)何時何分
出生ノ場所 何府縣市町村番地
右出生致候間此段及御届候也
年月日 届出人 三田行夫

右庶子男春夫ノ入家ニ同意ス

何區町村長何某殿

婚姻届 男は満十七歳、女は満十五歳に達しないと婚姻することが出来ません。又婚姻には父母の同意を必要とします。但し男子満三十歳、女子満二十五歳に達すれば、父母の同意を要せず、自由に結婚をすることが出来ます。
(い) 父母が同意した場合

婚姻届

東京市何區何町何番地 戸主 須藤一郎 夫官吏 四郎長男 何年何月何日生
本籍夫に同ジ 右父 須藤四郎 右母 須藤ひろ
東京市何區何町何番地 松田ひで 妻無業戸主富次長女 何年何月何日生
本籍妻ニ同ジ

右婚姻及届出候也
年月日

右父
右母

松田 富次
たつ

右届人 夫 妻

須藤 一郎
ひて

東京市何區何町番地

東京市何區何町番地

何 某
何年何月何日生

証人

何 某
何年何月何日生

東京市何區長何某殿
右婚姻ニ同意ス

夫ノ家ノ戸主及

夫ノ家ニアル父

夫ノ家ニアル母

妻ノ家ノ戸主及

妻ノ家ニアル父

妻ノ家ニアル母

須藤 四郎
何年何月何日生
何年何月何日生
何年何月何日生
松田 富次
何年何月何日生
何年何月何日生
何年何月何日生

(ろ) 入夫婚姻届

入夫婚姻届

本籍地 住所、戸主職業
妻 河内しな
年月日生

本籍地 住所
右父 河内 常何女

本籍地 住所
右母 のぶ

本籍地住所、廢家戸主職業
夫 伊藤守雄
年月日生

本籍地 住所
右父 伊藤爲守何男

本籍地 同上
右母亡 まつ

右婚姻致候間此段及御届候也
年月日

何市區町村長殿

本籍……住所

妻 河内しな
夫 伊藤守雄

本籍……住所
証人 金山耕平

本籍……住所
証人 田文夫

年月日生

(は) 婿養子婚姻届 届書は妻の本籍地又は所在地の本籍地又は所在地の戸籍役場に提出するを要する。

婿養子婚姻届

本籍地 住所、戸主何某何女職業
妻 和田かず子
年月日生

右婿養子婚姻致候間此段及御届候也
年月日

本籍 前同上
右父亡 和田一馬

本籍 前同上
右母 益

本籍地 住所、戸主善造何男職業
夫 宇治 啓
年月日生

本籍 前同上
右母 あき

本籍地 住所
証人 爲藤八郎
年月日生

本籍地 住所
証人 野田千太郎
年月日生

右婿養子婚姻ニ同意ス

妻ノ母及戸主 和田 益[㊟] 年月日生

夫ノ父及戸主 宇治 四朗[㊟] 年月日生

同 母 宇治 あき[㊟] 年月日生

何市區町村長殿

養子縁組届 これは二名以上の證人が連署しなればなりません。但し養子が十五歳未満のときは養子に代つて養子の父母が、承諾の旨を證人の前に記し捺印します。

養子縁組届
本籍地 住所 戸主職業
養 父 黒川清太郎 年月日生

養 母 年月日 せい

所在地 何縣何郡市町村番地
養子職業 村田三郎 年月日生

本籍 前同上
右父 村田愛三
本籍 右同上
右母 とみ

右養子縁組致候間此段及御届候也
年月日

右届出人

養父 黒川清太郎[㊟]
養母 黒川あい[㊟]
養子 村田三郎[㊟]
本籍 住所 職業 證人 山本太郎[㊟] 年月日生

何市區町村長殿

證 人 木村徳之助[㊟] 年月日生

婿養子縁組届 これは婚姻届と同時に出すべきものです。その様式は次の如し。

婿養子縁組届
本籍 住所 職業
養 父 鳩山太郎 年月日生

本籍 住所 村田愛三四男職業
養 子 村田四郎 年月日生

本籍 住所
右 父 村田愛三
本籍 前同上 右 母 あい

右婿養子縁組致候間此段及御届候也
年月日

本籍 住所 養父 鳩山太郎[㊟]
本籍 住所 證人 青山 薫[㊟] 年月日生

本籍 住所 證人 高木有年[㊟] 年月日生

隠居届 満六十歳に達し長男に家督を譲る場合には、次の様式に依る届出をします。

隠居届
本籍地……住所……
隠居者 山岡鐵太郎 年月日生

隱居届

本籍地 住所……………

隱居者 並 木三輪 年月日生

本籍地隱居者ニ同ジ

指定家督相續人 並 木友子 年月日生
右三輪の妹職業

右婚姻入家ノタメ隱居許可何年月何日ノ裁判確定

右相續人ハ完全ノ能力ヲ有スルニ付隱居候間此段及御届候也

年月日

届出人隱居者 並 木三輪

指定家督相續人 並 木友子

右友子未成年ニ付親權者 並 木その

何市區町村長殿

本籍地 隱居者ニ同ジ

家督相續人同鐵太郎何男 山岡鐵也 年月日生

右鐵太郎滿六十歳以上ナルニ依リ完全ナル能力ヲ有スル家督相續人右鐵也ノ相續ノ單純承認ヲ得テ隱居ス

右隱居届出候也

年月日

右届出人隱居者 山岡鐵太郎

右届出人 家督相續人 山岡鐵也

何市區町村長殿

承認者 家督相續人 山岡鐵也

女戸主が隱居する場合

女戸主は年齢に制限なく隱居することが出来ます。例へば婚姻の爲め家督を弟妹又は子女に譲る場合には、この隱居の形式を執ることが多い。様式は次の如し。

失踪届

七年間不在で、その生死が不明の時は、利害關係人は裁判所に請求して失踪の宣告を受けます。そして裁判確定の日から十日以内に請求者は裁判の謄本を副へて届出ます。尤も失踪者が家族である場合は、戸主の氏名、續柄及戸主と失踪者との續柄を記載しなければなりません。

失踪届

本籍地 住所

失踪者 太田三造 年月日生

右太田三造ニ對スル昭和何年月日ノ裁判同年月日確定候ニ付別紙裁判ノ謄本相添へ此段及御届候也

年月日

本籍地 住所……………戸主職業

失踪取消届

本籍地 住所……………

失踪取消届 何某何男 年月日生

本籍地隱居者ニ同ジ

指定家督相續人 並 木友子 年月日生
右三輪の妹職業

右婚姻入家ノタメ隱居許可何年月何日ノ裁判確定

右相續人ハ完全ノ能力ヲ有スルニ付隱居候間此段及御届候也

年月日

届出人隱居者 並 木三輪

指定家督相續人 並 木友子

右友子未成年ニ付親權者 並 木その

何市區町村長殿

宣告請求三造兄 太田孝次 年月日生

何市區町村長殿

失踪取消届

失踪者が生存して居る時には、本人又は利害關係人から、その宣告を取消すことが出来ます。

失踪取消届

本籍地 住所 何某何男

太田三造 年月日生

右太田三藏失踪何年月届出候處生存者タルコト判明失踪宣告取消ノ裁判何年月日確定右失踪取消及御届候也

取消請求者 太田孝次 年月日生

何市區町村長殿

死亡届

六日以内に醫師の診断書又は検案書若しくは警察官の検視調書の謄本を副へて、死亡者の本籍地又は死亡地若しくは届出人の所在地に届出ねばなりません。その様式は次の如くであります

死亡届

本籍地 住所 戸主 職業

死亡者 何某何男 福島 國夫

年月日生

右福島國夫昭和何年何月日何時處ニ於テ死亡候間別紙醫師の診断書相添へ此段及御届候也

年月日

本籍死亡者ニ同ジ右國夫父

届出人 戸主 福島 正 徳

年月日生

何市區町村長殿

一家創立届

離婚によつて一家創立するとか復籍拒絶若しくは復籍する家が廢絶して、復籍することの出来ない者が一家を創立する場合は、創立者から十日以内に届出ます。次に示すのは絶家に依つて一家を創立する場合の様式であります。

絶家ニ因ル一家創立届

本籍地 住所

絶家戸主 上村 義雄

本籍地 住所

一家創立者 上村 増藏

生年月日

右父 亡 上村 勇吉 三男

右母 亡 上村 ハナ

創立ノ家ニ入ルベキモノ 上村 トモ

生年月日

何府縣郡市町村番地

父 國澤 誠太郎

母 かね

何府縣郡市町村番地職業

誠太郎二男分家者 國澤 誠二

年月日生

分家ノ家族トナルベキモノ

誠二妻 國澤 君子

年月日生

右誠二、何府縣郡市町村番地ニ分家ス

右分家及御届候也

年月日

届出人分家者 國澤 誠二

年月日生

何市區町村長殿

右分家ニ同意ス

同意者 本家ノ戸主 國澤 誠

年月日生

右父 亡 上村 彌助 二女
右母 上村 ナツ
右何某家督相續人ナキニ因リ何年月日絶家ニ付前記肩書地ニ一家創立候間此段御届及候也
年月日
届出人 上村 増藏

何市區町村長殿

分家届 家族が分家しやうとするには戸主の同意を得なければなりません。又分家を爲す者が未成年者である場合には、親権を行ふところの父又は母、若しくは後見人の同意を要します。次の様式は普通分家する場合のものであります。

分家届

何府縣郡市町村番地戸主職業

本家の戸主 國澤 誠

住所寄留届

本籍地外一定の場所に九十日以上居住する者は、一定の期間内に寄留地又は本籍地に寄留届を出さねばなりません。若しこれを怠れば、五圓以下の科料に處せられます。尙届出人が家主でない時は、家主の奥書を要します。

住所寄留届

本籍地……………族稱

寄留者戸主(又は續柄)職業何

某

同妻 職業(無)

たれ

生年月日

右年月日寄留

右住所寄留及届出候也

年月日

届出人 家主(又は世帯主)

何 某

何市區町村長殿

右寄留ヲ承諾ス

何府縣郡市町村番地

承諾者(家主又は家屋管理人) 何 某

居所寄留届

商用其他のため住所以外の所に九十日以上在留する時は、居所寄留届を差出します。その様式は次の如くであります。

居所寄留届

本籍地 住所……………戸主何某何男職業

寄留地 何府縣郡市町村番地

寄留者 氏 名

年月日生

寄留年月日 何年何月何日 寄留

右居所寄留及御届出候也

年月日

届出人世帯主 氏

名

何市區町村長殿

右寄留ヲ承諾ス

何府縣郡市町村番地

家主又ハ家屋管理人 氏

名

寄留所變更届

寄留場所を變更した場合の届出は、左の様式に依ります。

寄留所變更届

原寄留所 何府縣郡市町村番地

新寄留所 何府縣郡市町村番地

寄留者 氏 名

生年月日

寄留場所變更ノ日 何年何月何日

右寄留所變更及御届候也

年月日

届出人 世帯主 氏

名

印鑑證明願

印鑑證明願

印鑑

右印鑑御證明相成度此段相願候也

年月日

何府縣郡市町村番地

氏

名

何市區町村長殿

金錢貸借の証文

借用證書は次の如く簡

單に要點のみを記せばよろしい。

印紙 金圓借用證書

一金何圓也 但利子年何割何歩(又は一月何程)
右金圓借用候處實正也然ル上ハ何年何月何日限
元利金取揃遲滞無ク返済可致萬一期日ニ至リ債
務者返済ノ義務ヲ履行セザル節ハ保證人ニ於テ
引受ケ無相違返済可仕候後日ノ爲メ仍證書如件
附記 本件ニ關シ訴訟ヲ提起スル場合ニ於テ
ハ何々裁判所ヲ以テ管轄トスルコトヲ
同意ス
年月日

何府縣郡市町村番地 債務者 何 某
何府縣郡市町村番地 保證人 何 某

何某殿 地所家屋の抵當の證文 地所や家屋を抵當

として金圓を貸借するには、直ちに登記の手續を
とり、受授はその後になすべきであります。

印紙 地所抵當金圓借用證書

一金何圓也 但シ利子ハ成規
右金額借用擔保トシテ左ノ地所ヲ抵當ト致候
府縣郡市町大字何番地
一田地 何段畝歩
此地價金何圓也

右拙者所有地所抵當トシテ頭書ノ金額借用候也
返済期限ハ何年月日トシ元利共ニ返済可仕返済
遅延候節ハ貴殿ト協議ノ上改メテ貴殿ニ賣渡ス
カ若クハ他ニ賣却シタル代價ヲ以テ返済可仕候
年月日 住所 債務者 氏 名
何ノ誰殿

昭和十一年九月廿五日 印刷
昭和十一年十一月廿五日 發行

定價金六十錢也

もて何かも 知のり 典辭

編輯權者 發行權者 東京市神田區淡路町二丁目十一番地 神 谷 泰 治
發行者 東京市神田區淡路町二丁目十一番地 神 谷 泰 治
印刷者 東京市神田區神保町二丁目三十番地 鈴 木 角 藏

發兌所

東京市神田區 淡路町貳丁目

趣味の教育普及會

振替東京三五五番

大町桂月先生著 ◆青年諸君よ！ 日常座右の生きた良師は……

作文講義及文範

四六列 五百五十餘頁
 クロース製上製美本
 定價 二圓
 送料 十圓 廿圓

文章は經國の大業、不朽の盛事である。人格に培ふ唯一の道である。如何に多くの美辭麗句を學び、如何に巧妙なる技巧を有するとも、高い人格が備つて居なくては、決して立派な文章を書くことは出来ない。即ち文章と人格は唇齒輔車の關係にあるのであつて、文章の練磨は直に人格的修養となり、人間の向上となるのである。修養途上にある青年子女は、學生も商工業者の從弟諸君も農業青年も、苟も年若き人々は、何人なりとも先づ文章の習練に心を注がなければならぬ。我が文壇人多しと雖も典型的な風格を備へた文人として大町桂月先生の右に出るものはないが、文章の妙味に於ても亦先生の右に出る者は一人もない。本書は眞に青年諸君のため無二の好伴侶、無上の良師友である

◆青年諸君よ！ 日常必備の、常備の、確備の室典は……

模範作文辭典

三列 八百八十餘頁
 クロース製特製美本
 定價 一圓 四圓 二十圓
 送料 十圓 二十圓 廿圓

青年の日に文章を學ばずして、又何日の日にか學ぶ時があらう。青年の日に人格的修養を怠つて、又いつの日か心を鍛へる時があらう。青年諸君よ！ 文章に親しめ、文章を多く讀み、文章を多く作ることが、文章上達の第一義諦であるが、好妙な技巧と豊富な修辭も、自己の感情を自由にひひ現はす上に、最も必要である。如何に幽玄な思想が内に漲つて居ても、それをいひ現す言葉が知らなくては、他人に傳へてその共鳴を得ることは出来ない。本書は即ちそのういふ時の必要に副ふために著述したもので、人事百般の、凡ゆる場合に於ける必要な辭句が集録されてゐるので、作文の實際に當つて大變便利であります。餘計な苦勞をしないで、思ふことを直に流暢な文章にすることが出来る。

<p>◇ギリシマヤ編 世界最古の文明をなした兩國の神話と傳説は、非常に豊富で又非常に面白く、全世界の代表的のものである。</p>	<p>◇エジプト編 この三國は我々に取つて確に夢の國詩の國である。従つてその神話と傳説は最もよく夢幻美を發揮してゐる。</p>	<p>◇ペルシヤ編 東洋に於けるこの最古の文明國は、西洋の最古の國々に劣らぬ。夢のやうな美しい多くの神話と傳説を持つてゐる。</p>	<p>◇ヘブライ編 舊約聖書による神話と口から耳へと傳へられた美しい物語を集められたもので、非常に興味深いものばかりである。</p>	<p>◇支那・臺灣編 支那は傳説の國である。朝鮮と臺灣の神話は日本の新領土のものとして我々に最も興味深い。</p>	<p>◇北歐編 チュートン民族の本原的形相を最も多く保留して居り、彼等の民族性の好個の反射鏡である。</p>	<p>◇ドイツ編 例の騎士道などいふものがあつて、傳説を産むのに最も都合の要素が多かつただけに非常に豊富である。</p>
<p>◇イギリス編 英文學史上最も有名なイングラの傳説ベオウルフ物語以下約三十篇の神話が集録されてゐる。</p>	<p>◇アイルランド編 アンゲロケルト族によつて成された歴史宗教の具象化である神話と傳説を集めたものである。</p>	<p>◇フィンランド編 自ら沼澤の住民といふ山と湖と海と島の國だけに、殆ど想像を許さない怪奇の神話傳説が非常に多い。</p>	<p>◇メキシコ編 南米には歐人が渡來しない幾世紀前から既に文化があつた。本書はその事情を知る唯一の資料であり記録である。</p>	<p>◇スペイン編 驚異の精神と武俠の精神を語るスペインの傳説と、宗教や風習上多様な安南の神話傳説を集めたものである。</p>	<p>◇ベルギー編 ベルギーの面白い民譚と、塊太利の神話と、ハンガリーのフエヤリ・ブツタを譯出したものである。</p>	<p>◇フランス編 佛國の史詩と傳奇物語と優美的傳説と、ロシヤの國民的抒情詩的傳説を集めた魅惑的な好個の讀物である。</p>

日本人の趣味として、最も上品な、最も高尚なものは、詩歌を第一とする。そして、作詩に少しの心得のない人でも、

近代詩辭典

内藤午郎先生著
が一冊あれば、如何なる場合の如何なる感情でも、そのまゝ言ひ現はすことが出来る辭句が、アイウエオ引で引出すことが出来るから、何人でも驚くほど立派な詩を立所に作る事が出来る。

新四六列六號組 定價八十錢
特製美本 特價六十錢
送料六錢

内藤午郎先生著

同じ詩の中でも意誦は非常に純粋なもので、むつかしいものですが、
兒童謠新辭典
が一冊あれば、誰にでも難作なく名作を作ることが出来ます。これもアイウエオ引で辭句が配列してあり、且諸家の作例が一々添へてあるので全く手を取つて教へると同様、懇切な作法書であります。

新四六列六號組 定價八十錢
特製美本 特價六十錢
送料六錢

短歌新辭典

尾山篤二郎先生著
誰でも變つた事件に遭遇すると、沸き立つ感情をそのまま三十一文字に書き現はしたい慾望を起すものであるが、そういふ時、

新四六列六號組 定價八十錢
特製美本 特價六十錢
送料六錢

新作詩入門

生田長江先生著
評論家として作家として、最近文壇の大立物だつた
は、詩人としてその天分を縦横に發揮せんとする人のために、作詩上の技巧乃至構想を始め、必須の知識を直截簡明に釋いたものである。多感

多情の青年子女の好伴侶である。
新四六列 定價六十錢
特製美本 特價四十錢
送料六錢

新俳句入門

内藤鳴雪翁著
がなければ、作句上の根本義が誰にも解り易く釋かれてゐて、時に臨んで手の物を示すやうに、自己の感懐を自由自在に十七字詩とすることが出来る。

新四六列 定價六十錢
特製美本 特價四十錢
送料六錢

新短歌入門

若山牧水先生著
は、和歌の作法を初心者に解り易く釋いたもので、本書が一冊あれば數子の道も左して至難ではない。青年子女の机上に薦む。
新四六列 定價六十錢
特製美本 特價四十錢
送料六錢

修養の指針、立身出世の道しるべとして、

江原小彌太先生著 人生問答

をお勧めいたします。先生は名譽、新約によつて讀書界を風靡した人で宗教に深い造詣がある上に、哲學的素養と實際的奮闘努力の人で、此の種の著者として正に第一人者であります。

四六版二百七十餘頁 箱入美本
定價金一圓五十錢 送料十二錢
特價金八十一錢

近世禪門の名僧にして、聖俗併せ做した、

釋宗演禪師著 臨機應變

は、むつかしい理窟を抜きにして、禪宗の深遠な教へから立身處世の要道を釋かれたもので、如何なる苦境に立つ人も、本書を讀みかば忽ち心氣一轉して、初志の貫徹に勇往邁進することが出来る。

四六版三百七十餘頁
クロース 箱入美本
定價金一圓八十錢 送料十四錢
特價金一圓二十錢

有益の書を面白く讀ませることに努力を惜まない。

笹子修三先生の世に立つ道

は、昔からある面白い逸話や傳説や戯曲や狂言などを大衆小説的な筆致で書きながら處世の要道を解いたもので、單なる教訓や激勵よりも面白く讀みながら一種の具體的な力強い鼓舞を感じる。

四六版五百餘頁クロース裝美本
定價金二圓五十錢 送料十四錢
特價金一圓四十錢

人の世に處す、心の力を要する、心に勃々たる力だにあらば、七轉びも八轉びも何ぞ意とするに足んや、近世の名知識

前田慧雲禪師著 力の活用

は、正に情夫をして超たしめる概がある。本書一冊あれば何人も人世の荒蕪を悠々と乗り切ることが出来るであらう。

四六版四百餘頁クロース裝美本
定價金一圓八十錢 送料十四錢
特價金一圓二十錢

世の中の甘いも辛いも嘗め盡して、一代の富豪となつた近世の大實業家

子爵澁澤榮一先生の世渡りの道

は、流石幕末のドサクサに人と爲つて、ありと凡ゆる經驗を経て來た人の言だけに、一語一語が悉く後輩のための此の上なき處世訓で、正に親切な出世の手引である。

四六版三百餘頁クロース裝美本
定價金一圓八十錢 送料十四錢
特價金一圓

風格ある眞の文人として、多くの名文を遺した

大町桂月先生著 人の運

は、有といひ、無しといふ人の運を巧に捉へて如實に示し、面白く興味深く人生の修養を釋いたもので、本書を讀めば何人も容易に幸運を捉へることが出来る。

定價金二圓 送料十四錢
特價金一圓

市川一郎著 四六判クロース装
箱入上製美本

西洋倫理學史

定價二圓八十錢・特價壹圓五十錢也 送料十四錢

倫理學の思想系統を明示し、古代より現代に至る倫理思想發展の経路を説き、倫理說思想の背景をなす各時代の大勢と、倫理說と哲學說との關係とを、初學者にも容易に理解し得るやう、平明簡潔に叙述したもので、大衆的倫理學史として、恐らく本書の右に出るものはあるまい。倫理とはいふまでもなく人の道である。世に處する規矩準繩として汎く青年子女の机上に薦む

國木田
獨步著

欺かざるの記

四六判 六百八十餘頁
本文色輪廓 二度刷
クロース装箱入美本
定價二圓也・送料十六錢
特價壹圓五拾錢

多士齋々たる我が小説壇に、永久に特異の光彩を放つてゐる著者の日記で、獨歩といへば直に本書を追想するほどの名著である。小説と違つて著者の赤裸々の思想と、人間修行の苦行と、多感の情熱と、若き日の懺みと、嘆きと、涙と、呻きと、咆哮と、凡ゆる人格的な著者の面影を窺ふことが出来、而も豐醇な藝術味が全篇に漲つて居り、著者と共に永世に傳へらるべき、何日の世の青年にも必讀さるべき名著である。

四六判六號新活字二段組
クロース装箱入上製美本

現代哲學辭典

定價貳圓八十錢・特價壹圓八十錢也 送料十四錢

「量より質」といふ言葉があるが、必ずしも膨大な辭書が多くの價値を持つとはいへない。本書は小さくとも多くの價値を持たしめる目標の下に編まれたもので、即ち、取扱が便利で價が低廉で、現代語を多く網羅し、記事の重複を避け、語の持つ價値によつて繁簡を加減し、且つ何人にも解り易く記述してあるのが主なる特長である。知識階級に屬する現代人の机上に缺くべからざる良書である。

現代日本の持つ、代表的修養書類

修養とは心力を養ふことなり。心力がなくては、何事も爲すことを得ない。天下有爲の士は、先づ心力を養へ、現下の如き内外多端の時代に處しては殊にその要がある

加藤著 □ 修道講話

鶴の首長しと雖も断つべからず、鴨の脚短しとも繼ぐべからず、長短用あり、用ひて宜しきを失はざる所に自由の天地ありと人は宜しく自由無碍の天地に居て勇往邁進せよ大成の榮冠は期して待つべきである

南條著 □ 信念の發揮

著者は教界の書宿、學徳併せ備へた高儒で他力本願の旨趣を平易に説き、安心決定の義を明かにしたのが本書である。明快の言、暢達の筆、恰も博士と膝を交へて説法を聴くが如き感がある。

前田著 □ 修養と信仰

佛敎的修養により處世上の根底力を把握せしめんとするもので、此の妙諦を會得すれば何人も内外の交際、公私の行爲に得る所が少くないであらう。

前田著 □ 信は力なり

信は心を治むる力、身を修むる力、家を齋むる力、天下を平にする力、即ち生死を超越する力、倫理を實踐する力である。そして此力こそ敵を攻撃する機關砲よりも有力である。何人も此の力を把握せよ。

忽滑谷著 □ 禪の妙味

禪書ほど恐らく難解のものはない、著者はそれを慨し苦心研究の末、初心晩學の士の爲に、最も悟り易く、最も實踐的に妙味を解かれた。蓋し禪學入門の書として、何人も一讀すべき、理想的好著述である

後藤著 □ 自治の修養

米國紐育のマクライン出版會社が、著者の政治上の主義主張に關する論文及び演説集の出版をやつたがその原文が本書である自治精神の漲つた進歩的な著者の無二の記念塔で現代青年の必讀すべき書である

佐藤著 □ 我が日蓮主義

我が國體の崇嚴深遠なる理由と、國民の天職から説き起して、立論莊重、理路明解、言はんとする所を悉くいひ盡して、皇道精神の發揚に力めて居る。前に五、五事件あり、今又二、六事件あり、彼は血を以てこれに筆を以て、切に國民の覺醒を求む。

江原素六著 □ 急がば廻れ

政治家であり、教育家であり、宗教家である著者、一代の文集で、現在日本の最も優秀な處世訓である。教養ある一般紳士淑女の良師友であり、青年の此の上なき好伴侶で、熱烈なその氣概は、讀者をして正に感奮興起せしめるであらう。

山脇房子著 □ 無駄なき生活

學徳一代に秀でた著者の文集である。説く所婦人の本務より結婚論以下家庭と儀式に至るまで、無慮數十項に亘つて説かれたもので、家庭の主婦は素より一般女學生も、熟讀玩味して實踐すべき經典である。

大内青巒著 □ 道は近きにある

道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらずと、著者は此の離るべからざる道を説く。一生を捧げられたが、本書はその訓話、論文を集輯したもので、大聲耳に入り易く、面白く平易懇切に人道を説かれたものである。

嘉悦孝子著 □ 花より實をとれ

「怒るな働け、花より實をとれ」主義を唱導する老女史の聲こそ、我國婦女の傾聴し實踐すべき、偉大な教訓であります。「柳生又十郎の悔悟」以下、興味ある偶話に事寄せて、面白く青年子女の修養を説かれたものであります。

村上浪六著 □ 人生の裏面

浮世の波瀾重疊に沈溺して、人生の機微に徹した著者が、人生の裏面の姿を赤裸々のまゝ興味深く描いたもので、繪でいへば正に大津繪の味である。面白くて爲になる、處世上のよき道案内書である。

澁澤榮一著 □ 論語と算盤

論語と算盤、道徳と利殖は兎角相容れないものやうに思はれてゐるが、著者はその誤解を説くために身を以て算盤の一致を實踐し、唱導せられたが、本書は即ちその論文集であり、訓話集である。こよなき青年修養の資料たるを失はない、好著である。

三六版各冊三百廿頁内外クロス本製
箱入、背金文字入
各冊定價 金壹圓參拾錢也
特價各冊金六拾錢也 送料金八錢

329
662

終

